

国の取組に係る進捗状況総表 一 国の取組一

(参考1)国内における取組

	第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「第2次計画」という。）本文	府省名	自主点検概要			
			取組概要	進捗状況	第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「第2次計画」という。）第3回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
1 ①	<p>循環型社会づくりと低炭素社会づくりの取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの見直しを必要とするものであり、両者の相乗効果（シナジー）を最大限に発揮するよう、分野横断的な対策を推進していきます。まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用の順にできる限り循環的な利用を行い、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、温室効果ガスの削減にも貢献します。また、廃棄物発電のネットワーク化による安定した電力の供給や熱回収の進んでいない中小廃棄物業者などに対する熱回収促進のための措置など持続的な廃棄物発電のあり方を検討します。さらに、焼却施設や産業工程から発生する中低温熱の業務施設等での利用を</p>	環境省	<p>○リデュース、リユース推進の取組として、レジ袋削減の先進的な取組等を全国に情報発信することや、先駆的な地域の容器包装削減の取組への支援などを強化している。また、リユース品に対する消費者の意識調査やリユース事例調査等を通じて、更なるリユースの推進方策を検討している。</p>	<p>平成21年10月に富山県と共催で「ノーレジ袋推進全国フォーラム in TOYAMA」を開催し、レジ袋削減に係る各地の取組や課題等について全国に情報発信を行った。また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各主体の連携による先進的な取組について、モデル事業として支援し、その効果を検証し全国へ紹介することで、広範な取組を促進させている。平成21年度はリユース容器・通い容器を利用した総菜の量り売り実証支援など2Rを中心に7件の事業を全国から採択し、支援を行った。そのほか、平成22年6月より、使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」を展開し、イベントにおける普及啓発活動や大学での実証実験、Webサイトによる情報発信等を行っている。平成23年2月に「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」を設置しびんリユースの促進方策等について検討した。同年10月からは地域内でびんリユースの促進を図る実証事業を全国4カ所で実施している。また、平成23年度では、適正なリユースの受け皿となる事業者等の優良化に向けた検討に加え、リユース業者と連携した市区町村のリユースモデル事業を実施している。</p>	<p>レジ袋削減に係るフォーラムの開催や、各地の3Rに係る事業に支援を行うことにより、普及啓発事業の更なる展開が図られたと認識している。また、レジ袋削減の次の取組として「マイボトル・マイカップキャンペーン」を新たに展開し、更なる容器包装廃棄物の削減を目指している。レジ袋削減の次の取組として「マイボトル・マイカップキャンペーン」やびんリユースの促進に係る取組を新たに展開し、更なる容器包装廃棄物の削減を目指している。また、リユース品に対する消費者の意識調査やリユース事例調査等を通じて、更なるリユースの推進方策を検討している。</p>	<p>リデュース、リユースの推進に向けて、先進事例を随時周知するとともに、先駆的な取組について実証事業等を行い、一層の普及を図る。</p>

	<p>進めます。このほか、LCA の観点強化することで、より効率的・効果的な 3R を推進します。</p>	環境省	<p>○廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（平成 22 年度より名称変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度より、温暖化対策に資する高効率な廃棄物エネルギー利用施設事業やバイオマス利用施設を整備する民間事業者等に対して、国庫補助を行っている。 ・平成 18 年度からは従来の廃棄物発電施設等に加え、ごみ発電ネットワーク及び熱輸送システムを補助対象施設に加えている。 ・平成 23 年度からは、電動式塵芥収集車を補助の対象に加えている。 	<p>廃棄物処理施設における温暖化対策事業において、廃棄物発電施設、廃棄物熱供給施設等の整備について、平成 20 年度に 7 事業、平成 21 年度に 6 事業、平成 22 年度に 4 事業の施設整備を推進した。</p>	<p>平成 18 年度からは補助対象施設を拡充し、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を推進している。</p> <p>平成 22 年度までに完成した事業により、年間約 27 万トンの二酸化炭素排出削減効果が見込まれる。</p>	<p>引き続き、温暖化対策に資する高効率の廃棄物エネルギー利用施設等の整備を促進する。</p> <p>廃棄物処理法改正（平成 22 年 5 月）により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、本補助事業と同認定制度の組み合わせによりさらなる熱回収促進を図る。</p>
1 ②	<p>また、自然の恵みを活かす太陽光や風力などの再生可能エネルギーの積極的な利活用に加え、カーボンニュートラルな循環資源としてバイオマス系循環資源の有効活用を図ります。</p> <p>具体的には、食品廃棄物の飼料化、肥料化等や稲わら、廃木材等のセルロースを原料としたエタノール生産、生ご</p>	農林水産省、経済産業省	<p>○「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」（平成 19 年 2 月総理報告）に基づき、平成 23 年に規格外農産物等を用いて、国産バイオ燃料を 5 万 kl 生産する目標達成に向けた取組を推進する。</p>	<p>バイオ燃料地域利用モデル実証事業等の進捗により、国産バイオ燃料の生産を拡大するとともに、平成 23 年度は、前年度と同様にセルロース系バイオ燃料製造技術の研究開発を継続しつつ、将来の開発輸入生産をにらみ資源作物の栽培から革新的技術を用いたエタノール製造に至る一貫生産システムの研究開発を引き続き実施する。</p>	<p>平成 19 年度時点において、バイオ燃料の本格導入を目的としたバイオ燃料地域利用モデル実証事業を開始するとともに、食料と競合しないセルロース系原料からバイオ燃料を製造する革新的技術開発に着手していたところ、実証事業の拡大、技術開発の強化等により、着実にバイオ燃料生産拡大の取組を進めている。</p>	<p>国産バイオ燃料の生産拡大については順調に進捗していることから、今後も引き続き取組を推進する。</p> <p>また、食料供給と両立する稲わらや間伐材等のセルロース系未利用バイオマスを有効に活用するための技術を確立する。</p>

み等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、木質ペレット、汚泥等の固形燃料化などを推進します。

<p>農林水産省</p>	<p>○(新)エコフィード(食品残さ利用飼料)の取組(22年度地域資源活用型エコフィード増産推進事業を見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> エコフィード緊急増産対策事業 <p>22年度の地域資源活用型エコフィード増産推進事業を本事業に統合し、TMRセンター等を活用する畜産農家集団が行う食品残さの利用等の取組に対して支援。また、配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携しエコフィードの生産・利用を拡大させる取組、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、エコフィードを給与して生産された畜産物の認証制度の検討等に対して引き続き支援。</p>	<p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 27ヶ所のTMRセンターにおいて、地域で発生する食品残さの飼料化の取組を実施。 3ヶ所の地域協議会において、食品残さの配合飼料原料としての利用を実施。 6ヶ所の地域協議会において、マッチングのための情報整備の取組を実施。 13ヶ所の地域協議会において、食品残さの飼料化実証試験等を実施。 エコフィードを給与し生産された畜産物の認証制度の構築に向け検討を実施。 <p>【23年度】(23年11月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 23ヶ所のTMRセンターにおいて、地域で発生する食品残さの飼料化の取組を実施。 2ヶ所の地域協議会において、食品残さの配合飼料原料としての利用を実施。 3ヶ所の地域協議会において、マッチングのための情報整備の取組を実施。 6ヶ所の地域協議会において、食品残さの飼料化実証試験等を実施。 5月30日から開始されたエコフィード利用畜産物認証制度の適正な運用の検討及び普及等を実施。 	<p>○事業の採択に当たっては、実効性の高い取組みや新規性の高い取組みを採択したことにより、一層のエコフィード生産・利用が進められるよう取組を推進している。</p> <p>また、23年5月からエコフィード利用畜産物認証制度の運営を開始し、本年9月末現在で3件の畜産物が認証されており、今後更なる認証が見込まれるところ。</p> <p>○「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)において、飼料自給率向上の手段として、国産の飼料作物やエコフィードの利用が挙げられているが、濃厚飼料自給率は平成21年度の11%に対し、22年度は変わらず11%であった。</p> <p>引き続き、普及のための取組を強化することにより、エコフィード利用推進を図っていく。</p>	<p>○エコフィードの利用拡大に向けては、原料となる食品残さの安定的かつ効率的な収集が課題である。</p> <p>引き続き、エコフィードの生産・利用の取組に対する支援を実施するとともに、食品リサイクル上の制約を解決するための検討を行うことにより、資源循環型畜産の取組を推進していく必要。</p> <p>(見直し理由) 地域資源活用型エコフィード増産推進事業をエコフィード緊急増産対策事業と統合したため。</p>
<p>農林水産省</p>	<p>○未利用間伐材等、製材工場残材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質ペレット等バイオマスエネルギー利活用施設の整備等を行う。</p>	<p>○平成18年度は12地域において、平成21年度は8地域において、平成22年度は22地域において木質バイオマスエネルギー利活用施設の整備を実施。</p>	<p>○木材産業における木質資源利用ボイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。</p> <p>木くず焚きボイラー (平成18年493施設→平成20年615施設→平成21年672施設)</p> <p>○木質ペレットの国内生産量は、平成18年の24千トンから平成21年の51千トンに増加。</p>	<p>木材生産システムとも連携し、石炭火力発電所における未利用間伐材等と石炭との混合利用等の大口需要にも対応した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築を推進する。また、今後とも木質資源利用ボイラー等の整備の推進とともに、未利用材の利活用の推進、木材の循環利用推進のための技術開発等が必要である。</p>
<p>環境省</p>	<p>○平成22年12月に閣議決定されたバイオマス活用推進基本計画ではバイオマスの種類毎の利用率目標等が定められたところであり、廃棄物系バイオマスに係る目標達成に向けたロードマップを作成するため、「廃棄物系バイオマス利用推進事業」を実施。</p>	<p>平成21年度は全国5箇所廃棄物系バイオマスの分別収集及び利活用モデル事業を実施するとともに、国内外の技術情報等の収集・整理等を行った。平成22年度は全国2箇所において乾式メタン発酵のモデル事業を実施するとともに、地域特性に応じた処理システムの検討を行い、市町村担当者向けに廃棄物系バイオマスの有効利用に係る手引きを取りまとめた。</p>		<p>○平成22年12月に閣議決定されたバイオマス活用推進基本計画ではバイオマスの種類毎の利用率目標等が定められたところであり、廃棄物系バイオマスに係る目標達成に向けたロードマップを作成し、ロードマップに沿った施策を実施していく必要がある。</p>

<p>経済産業省</p>	<p>○新エネルギーの導入拡大に向け、バイオマスの高効率エネルギー転換技術の開発や実証試験を行うとともに、地方自治体、事業者等に対する設備設置補助を実施。</p>	<p>平成 23 年度において、以下の事業を実施中。</p> <p>○技術開発・実証試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業 ・セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業 ・バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発事業 ・E3 地域流通スタンダードモデル創成事業 <p>○設備設置補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業 ・再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業 	<p>平成 19 年度時点において実施していた技術開発、実証試験、設備設置補助については、継続して実施している。</p> <p>加えて、平成 20 年 3 月に「バイオ燃料技術革新計画」（バイオ燃料技術革新協議会）を策定し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に関する研究開発に積極的に取り組むなど、バイオマスエネルギー導入拡大に向けた取組を進めている。</p> <p>エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定）で、2020 年におけるバイオ燃料の導入目標（全国のガソリンの 3% 相当以上の導入を目指す。）が定められ、その達成に向けてさらなるバイオマスエネルギー導入拡大に向けた取組を進めている。</p>	<p>○バイオマス利活用においては、より高効率に、より経済的にエネルギー転換することが重要であるため、次世代技術を含めた技術開発を実施。</p> <p>○需要増加が見込まれる輸送用バイオ燃料は重要であるが、流通するバイオ燃料がサトウキビ等の食料に由来することが多いため、食料との競合を回避すべく、セルロース系原料からバイオ燃料を製造する技術開発等を実施。</p> <p>○バイオマスエネルギーの利用拡大に向けては、原料となる木質系廃材や間伐材、廃食用油など原料の収集が課題である。</p>
--------------	---	--	---	--

<p>国土交通省</p>	<p>○下水汚泥関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書目標達成計画」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、下水汚泥の緑農地利用や建設資材利用、バイオガス等のエネルギーとしての有効利用を推進 ・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) を推進 (平成 17～20 年度) ・下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト) を推進 (平成 23 年度～) 	<p>○下水汚泥のリサイクル</p> <p>平成 15 年度の下水汚泥リサイクル率は約 64%</p> <p>平成 16 年度の下水汚泥リサイクル率は約 67%</p> <p>平成 17 年度の下水汚泥リサイクル率は約 70%</p> <p>平成 18 年度の下水汚泥リサイクル率は約 74%</p> <p>平成 19 年度の下水汚泥リサイクル率は約 77%</p> <p>平成 20 年度の下水汚泥リサイクル率は約 78%</p> <p>平成 21 年度の下水汚泥リサイクル率は約 77%</p> <p>○下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>平成 20 年度の下水道バイオマスリサイクル率は約 24%</p> <p>○新世代下水道支援事業制度として、平成 18 年度に下水汚泥を消化し、得られた消化ガスを発電の燃料や天然ガス自動車の燃料として有効利用する事業を 1 件採択した。また、生ゴミ等を受入れ、下水汚泥と併せて消化し、得られた消化ガス等有効利用する事業を平成 17 年度に 1 件、平成 21 年度に 2 件、平成 22 年度に 1 件採択した。さらに、下水汚泥をガス化し、エネルギーとして活用する事業を平成 20 年度に 1 件採択した。</p> <p>○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進</p> <p>技術開発推進した (平成 17～20 年度)</p> <p>○下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト) による、下水汚泥のエネルギー化技術等の実証を推進した。</p>	<p>○下水汚泥のリサイクル</p> <p>約 78% (平成 20 年度) の下水汚泥がリサイクルされており、循環型社会の推進に向けて引き続き下水汚泥のリサイクルを推進する。</p> <p>○下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>下水汚泥中の有機物のうち肥料などの緑農地利用、バイオガス・汚泥燃料等としてエネルギー利用されたものは、約 24% (平成 20 年度) であり、目標達成に向け取組を推進。</p>	<p>○下水汚泥リサイクル率</p> <p>平成 19 年度末の目標値 (68%) を既に達成しており、より一層の推進を図る。</p> <p>○下水道バイオマスリサイクル率</p> <p>社会資本整備重点計画に示された平成 23 年度末の目標値 (39%) の達成に向けて、下水汚泥のエネルギー利用等を引き続き支援</p> <p>○下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト) の推進</p> <p>下水汚泥のエネルギー化技術等の実証・普及を推進。</p>
--------------	--	---	--	--

1 ③	また、循環資源の輸送にあたっては、トラック輸送に、環境負荷の低い船舶や鉄道による輸送を組み合わせたモーダルシフトを進めることで、広域的かつ効率的な静脈物流システムの構築を推進し、低炭素社会づくりにも寄与します。	国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(1) 静脈物流ネットワークの拠点としてのリサイクルポートの指定や、岸壁・ストックヤード等の静脈物流基盤の整備を進めてきたところであるが、更なる物流コストの削減が課題となっている。循環資源の適正な取扱を確保した上で、引き続き、効率的な静脈物流システムの構築を推進していく必要がある。</p> <p><リサイクルポートにおける企業立地数> 目標値：188社（平成19年度）→230社（平成24年度）</p>	<p>○平成22年度までに、22港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。</p> <p>○静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。</p> <p>○「港湾における循環資源の取扱に関する指針」を平成22年9月に策定した。</p> <p>○地方公共団体等が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助による支援を実施している。</p>	<p>平成22年度の企業立地数は218社で、平成21年度より2社減少しているが、これまでの立地数の推移を維持すれば目標値を達成することができる見込みである。（第1次基本計画（第4回フォローアップ時）以降、取組指標を「循環資源国内輸送コスト低減率」から「リサイクルポート指定港における企業立地数」に変更している。）</p>	<p>静脈物流基盤の整備、官民の連携促進等を引き続き推進していく。</p>
		国土交通省	<p>○静脈物流システムの構築(2)</p> <p>・平成23年度新規施策として、環境負荷が小さい鉄道、船舶へ輸送手段の転換（モーダルシフト）を図り、かつCO2排出削減効果が高い事業に対し支援を行う制度を創設。</p>	<p>平成23年度において、モーダルシフトを行い、産業廃棄物等を輸送する事業に対し支援予定。</p>	<p>平成23年度新規施策</p>	<p>引き続き、環境負荷が小さい鉄道、船舶へ輸送手段を転換する事業（モーダルシフト）に対し支援を実施していく。</p>
1 ④	資源採取に伴う自然破壊の防止や自然界における適正な物質循環の確保に向け、生物多様性の保全にも配慮しながら、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源等の自然界での再生が不可能な資源の代替材料開発、効率的な使用、使用量の増大の抑制を進めます。	経済産業省、環境省	<p>○平成20年度より適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すべく、使用済小型家電の回収モデル事業を実施し、効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済小型家電に係るレアメタルの含有実態の把握や、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行っている。</p> <p>○平成20年度にモデル事業を行った3地域に加え、平成21年度に事業の対象地域の追加公募を実施し、8件の応募のうちから新たに4地域を採択し、合計全国7地域でモデル事業を実施。平成23年度も、それらの地域で継続実施中。</p> <p>○「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」において効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電の解体・分別、レアメタルの含有実態の把握、使用済小型家電の処理に係る有害性の評価及び適正処理、リサイクルシステムのあり方などについて検討しているところ。</p> <p>○「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会」において、資源確保の観点から、レアメタル等を含む主要製品全般を横断的に対象として、レアメタル等のリサイクルに係る最適な対応策について検討を開始したところ。</p>	<p>○平成20年度より経済産業省と環境省の共同で開催してきた「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」の成果を踏まえ、リサイクルシステムの経済性を評価し、リサイクルシステム構築に向けた検討を行い、平成23年4月に最終報告書を取りまとめた。</p>	<p>○「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」における審議結果をふまえ、小型家電のリサイクル制度の構築を図る。</p> <p>○「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会」においては、回収量の確保や国内資源循環の促進及び技術開発といった様々な課題について検討を重ね、資源確保を念頭にいたリサイクルシステムの構築を目指す。</p>	

		国土交通省	○下水道に存在する未利用リン資源の活用	○平成 20 年度に「下水・下水汚泥からのリン回収・活用に関する検討会」を設置し、平成 21 年度に、「下水道におけるリン資源化検討会」を開催。これらの検討を踏まえ平成 22 年 3 月に「下水道におけるリン資源化の手引き」を取りまとめた。	○平成 20 年度より経済産業省と環境省の共同で開催してきた「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」の成果を踏まえ、リサイクルシステムの経済性を評価し、リサイクルシステム構築に向けた検討を行い、平成 23 年 4 月に最終報告書を取りまとめた。	○リン資源化の手引きの周知を進め、引き続き、リン資源化の事業実施を支援。
--	--	-------	---------------------	--	---	--------------------------------------

<p>文部科学省、 経済産業省</p>	<p>○希少元素の代替技術・有効利用技術などの開発のため「元素戦略/希少金属代替材料開発プロジェクト」を推進する。</p>	<p>【元素戦略プロジェクトについて】</p> <p>○平成 19 年度採択の 7 課題を推進中。7 課題中 5 課題については、実用化へ結びつく研究成果が得られ、残り 2 課題についても実用化を目指した研究を推進中。</p> <p>○平成 20 年度採択の 5 課題を推進中。ユビキタス元素のみを用いた新規酸化物系材料探索におけるランタンフリー超伝導材料（臨界温度 29K）の確認のほか、透明電極の実用化に向けて大きく前進する成果が得られた。</p> <p>○平成 21 年度採択 4 課題を推進中。ナトリウムイオン二次電池の開発について実用化に結びつく成果が得られつつある。</p> <p>【希少金属代替材料開発プロジェクトについて】</p> <p>平成 19 年度からは以下を実施。</p> <p>○透明電極向けインジウム（目標 50%削減）</p> <p>現状・成果：酸化亜鉛代替でラボレベルにおいて、75%削減を達成。また、20 インチの液晶カラーディスプレイの試作に成功。</p> <p>○希土類磁石向けディスプロシウム（目標 30%削減）</p> <p>現状・成果：結晶粒微細化技術による保磁力向上により、ラボレベルで 40%まで削減に成功。</p> <p>○超硬工具向けタンゲステン（W）（目標 30%削減）</p> <p>現状・成果：金属とセラミックスのハイブリッド材料の試作により、ラボレベルで 20%まで削減に成功。</p> <p>平成 21 年度からは以下を実施。</p> <p>○排ガス浄化向け白金族（目標 50%削減）</p> <p>現状・成果：新たな触媒設計・触媒活性種の提案などによりラボレベルで 40%まで削減に成功。</p> <p>○精密研磨向けセリウム（目標 30%削減）</p> <p>現状・成果：有機無機複合砥粒の開発等により研磨特性を 50%以上改善。</p> <p>○蛍光体向けテルビウム・ユーロピウム（目標 80%削減）</p> <p>現状・成果：新蛍光体の組み合わせ等によりラボレベルで 20%まで削減に成功。</p>	<p>元素戦略プロジェクトについては、左記に示すように、平成 19 年度に 7 課題、平成 20 年度に 5 課題、平成 21 年度に 4 課題採択し、研究開発を推進。平成 21 年度採択課題について中間評価を実施完了。</p> <p>希少金属代替材料開発プロジェクトについては、平成 22 年度補正予算で排ガス触媒浄化向けセリウム、透明電極向けグラフェンの研究開発及び希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業を追加した。</p>	<p>○元素戦略プロジェクト中間評価結果等を踏まえ、引き続き着実に推進するとともに、経済産業省とも連携しつつ推進していく。</p> <p>○希少金属代替材料開発プロジェクト中間評価結果等を踏まえ、引き続き着実に推進するとともに、文部科学省とも連携しつつ推進していく。</p>
-------------------------	---	--	---	---

			<p>○平成 21 年度 2 次補正予算でディスプレイプロシウムを使用しない革新的な磁石の研究開発を実施。(目標純度 80%以上の窒化鉄の微粒子を作成) 現状・成果：純度 90%以上の窒化鉄の微粒子を作成。</p>		
1 ⑤	<p>また、自然界から新たに採取する資源については、長期にわたって使用可能な質の高い住宅をはじめ、製品をできる限り長期間社会で使用することを推進するとともに、いったん使用済みとなったものでも循環資源としての利用やエネルギー回収を徹底することにより、最終処分量の抑制を図ります。</p>	国土交通省	<p>○長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の実施、長期優良住宅先導事業の実施等の取組を進めている。</p> <p>○平成 21 年 6 月 4 日に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行。</p> <p>○長期優良住宅の認定申請図書の簡素化を図るための省令改正を実施(平成 22 年 6 月 1 日施行)。</p> <p>○同法に基づく長期優良住宅建築等計画の認定状況 ・平成 21 年度 57,127 戸 ・平成 22 年度 103,712 戸 ・平成 23 年度 66,269 戸 (平成 23 年 4 月～平成 23 年 10 月の累計)</p> <p>○認定長期優良住宅に係る税制の特例措置の継続実施</p> <p>○長期優良住宅先導事業では住宅の長寿命化に向けた事業の提案を公募し、優れた提案には事業費用の一部補助を実施。 ・平成 20 年度 88 件採択 ・平成 21 年度 113 件採択 ・平成 22 年度 108 件採択 ・平成 23 年度 25 件採択</p>	<p>○制度導入以降、長期優良住宅は着実に増加している。</p>	<p>○ストック重視の住宅政策に転換し、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックの形成が課題となっており、引き続き長期優良住宅の普及を促進する必要がある。</p>

<p>1 ⑥</p>	<p>また、自然界での再生可能な資源の活用にあたっては、生物多様性の保全に配慮しながら、持続可能な利用を推進する必要があります。このような観点も踏まえ、新たなバイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年 3 月）に基づくバイオマス等の利活用の促進や森林の適切な整備・木材利用の推進を図ります。</p>	<p>農林水産省（内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）</p> <p>○地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成 14 年 12 月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成 22 年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成 18 年 3 月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 （平成 22 年目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的観点：エネルギー変換効率の向上等 ・地域的観点：バイオマスタウンを 300 市町村程度構築 ・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で 80%以上利活用等 	<p>○バイオマス活用推進基本法に基づく、「バイオマス活用推進基本計画」を平成 22 年 12 月に閣議決定。</p> <p>○地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。 ・バイオマスタウン構想を公表した市町村数</p> <table border="1"> <tr><td>平成 16 年度末時点</td><td>13 件</td></tr> <tr><td>平成 17 年度末時点</td><td>44 件</td></tr> <tr><td>平成 18 年度末時点</td><td>90 件</td></tr> <tr><td>平成 19 年度末時点</td><td>136 件</td></tr> <tr><td>平成 20 年度末時点</td><td>196 件</td></tr> <tr><td>平成 21 年度末時点</td><td>268 件</td></tr> <tr><td>平成 22 年度末時点</td><td>303 件</td></tr> <tr><td>平成 23 年 4 月末時点</td><td>318 件</td></tr> </table> <p>○「バイオ燃料技術革新計画」（平成 20 年 3 月バイオ燃料技術革新協議会）に基づき、2015 年から 2020 年に 40 円／リットルの製造コスト実現を目指し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に係る研究開発を推進。</p> <p>○バイオ燃料の導入促進に係る環境を整備するため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造する場合に、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を開始（平成 21 年 2 月 25 日より平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間）。</p> <p>○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を制定し（平成 21 年 7 月成立、8 月施行）、エネルギー供給事業者による一定量の非化石エネルギー源の利用を義務付け。</p> <p>○「エネルギー基本計画」を平成 22 年 6 月に制定し、2020 年に全国のガソリンの 3%以上にバイオ燃料を導入する。</p>	平成 16 年度末時点	13 件	平成 17 年度末時点	44 件	平成 18 年度末時点	90 件	平成 19 年度末時点	136 件	平成 20 年度末時点	196 件	平成 21 年度末時点	268 件	平成 22 年度末時点	303 件	平成 23 年 4 月末時点	318 件	<p>○バイオマスの利活用については、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしが進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>・バイオマス利活用率 14 年 → 22 年 廃棄物系バイオマス 68% → 86% 未利用バイオマス 21% → 17%</p>	<p>○国産バイオ燃料の安定供給に向け、農林漁業者とバイオ燃料製造業者による連携促進や収集・運搬コストの低減、資源作物の開発等の技術・研究開発に対する支援が必要。</p> <p>○平成 22 年 12 月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスの活用を推進。</p> <p>（平成 32（2020）年目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの利用量：約 2600 万炭素トン ・バイオマスの利用率目標 <table border="1"> <tr><td>家畜排泄物</td><td>約 90%</td></tr> <tr><td>下水汚泥</td><td>約 85%</td></tr> <tr><td>黒液</td><td>約 100%</td></tr> <tr><td>紙</td><td>約 85%</td></tr> <tr><td>食品廃棄物</td><td>約 40%</td></tr> <tr><td>製材工場等残材</td><td>約 95%</td></tr> <tr><td>建築発生木材</td><td>約 95%</td></tr> <tr><td>農作物非食用部（すき込み除く）</td><td>約 45%</td></tr> <tr><td>林地残材</td><td>約 30%以上</td></tr> </table>	家畜排泄物	約 90%	下水汚泥	約 85%	黒液	約 100%	紙	約 85%	食品廃棄物	約 40%	製材工場等残材	約 95%	建築発生木材	約 95%	農作物非食用部（すき込み除く）	約 45%	林地残材	約 30%以上
	平成 16 年度末時点	13 件																																					
平成 17 年度末時点	44 件																																						
平成 18 年度末時点	90 件																																						
平成 19 年度末時点	136 件																																						
平成 20 年度末時点	196 件																																						
平成 21 年度末時点	268 件																																						
平成 22 年度末時点	303 件																																						
平成 23 年 4 月末時点	318 件																																						
家畜排泄物	約 90%																																						
下水汚泥	約 85%																																						
黒液	約 100%																																						
紙	約 85%																																						
食品廃棄物	約 40%																																						
製材工場等残材	約 95%																																						
建築発生木材	約 95%																																						
農作物非食用部（すき込み除く）	約 45%																																						
林地残材	約 30%以上																																						
<p>農林水産省</p>	<p>○森林・林業基本法に基づき、森林の各機能を高度に発揮するため、森林の整備・保全を推進。</p>	<p>京都議定書森林吸収目標 1300 万炭素トンの達成に向け、平成 19 年度から 6 年間にわたり毎年 55 万 ha の間伐等の森林整備を推進する必要があり、目標達成に向け、森林整備を推進しているところ。</p>	<p>○森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）において、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標等を定めた。</p> <p>○平成 21 年度には、約 59 万 ha の間伐を完了し、前年に引き続き十分な実行が確保された。</p>	<p>○森林の重視すべき機能に応じた多様な森林の整備・保全を推進。</p> <p>○京都議定書森林吸収目標達成に向け、間伐等の森林整備を着実に推進。</p>																																			

		<p>農林水産省</p> <p>○人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。</p>	<p>○平成 22 年度は、3 企業（3 工場）による環境保全施設整備等の導入に対し利子助成措置を実施した。（H21 年度は 4 企業（4 工場）、H20 年度は 7 企業（7 工場）、H19 年度は 9 企業（9 工場）に対して実施）</p> <p>○平成 20 年度から、森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、住宅生産者、住宅産業関係者に対する技術講習会の開催、「顔の見える木材での家づくり」の優良事例の選定と普及を実施。平成 21 年度からは「顔の見える木材での家づくり」グループのネットワーク化や地域材を活かした「地域型住宅づくり」に対して技術指導等を支援。</p>	<p>「顔の見える木材での家づくり」に取組む団体数が、281 団体（平成 19 年）→325 団体（平成 22 年）に増加するなど、一定の効果が見られた。</p>	<p>環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、森林所有者から木材産業関係者、住宅生産者までの地域の関係者等が一体となった「顔の見える木材での家づくり」の情報提供などにより普及を推進。</p>
	<p>農林水産省</p> <p>○未利用間伐材等や製材工場残材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設や、未利用間伐材等の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等を行う。</p> <p>○未利用間伐材等の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組や木質ペレット等の流通体制の整備等に対する支援を実施。</p> <p>○また、製材業、木材販売業等を営む企業（個人）が行う、木くずを燃料とする木くず焚きボイラーやダイオキシンの発生を抑制する焼却炉等のリース方式での導入に対し、そのリース料の一部を助成する。</p> <p>さらに、人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用を推進するための新技術・新製品の開発を促進する。</p>	<p>○平成 18 年度は 12 地域において、平成 21 年度は 8 地域において、平成 22 年度は 22 地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。</p> <p>○平成 21 年度は、公募により選定された民間団体により、未利用間伐材等の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組（15 課題）や、木質ペレット等の流通体制の整備等（7 課題）を実施。</p> <p>○平成 22 年度は、流通コーディネーターが供給者と需要者のニーズを的確に結びつけることによる取引の大ロット化・安定化、林地残材の搬出・運搬コストの削減のための取組や木質ペレット等の流通体制の整備等を実施。○平成 18 年度は、民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を 1 課題（平成 17 年度 3 課題）選定し、実施。</p> <p>○これまで、26 企業に対して木くず焚きボイラー等の導入に対するリース料の一部助成を実施。（平成 22 年度末現在）</p> <p>○平成 23 年度において、未利用間伐材等を新たなエネルギーやマテリアルとして活用する技術開発を 5 課題実施中。</p>	<p>木材産業における木質資源利用ボイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。</p> <p>木くず焚きボイラー （平成 18 年 493 施設→平成 20 年 615 施設→平成 21 年 672 施設）</p>	<p>木材生産システムとも連携し、石炭火力発電所における未利用間伐材等と石炭との混合利用等の大口需要にも対応した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築を推進する。また、今後ともチップ製造施設、発電施設や木質資源利用ボイラー等の整備の推進とともに、未利用材の利活用の推進、木材の循環利用推進のための技術開発等が必要である。</p>	
1 ⑦	<p>さらに、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善に資する持続的な養殖業等環境保全を重視した農林水産業を推進するとともに、都市部における雨水や農</p>	<p>農林水産省</p> <p>○海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備を実施。</p>	<p>平成 16 年度 2 施設、平成 17 年度 4 施設、平成 18 年度 2 施設、平成 19 年度 1 施設、平成 21 年度 3 施設の水産廃棄物等処理施設の整備を実施。</p>	<p>第 2 回フォローアップから前回フォローアップの間に 12 施設を実施しており、水産廃棄物等の再資源化及び処理の推進に貢献した。</p>	<p>今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。</p>

山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源など未利用自然資源の利用を促進します。	農林水産省	○食料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術を確立する取組を行う	○稲わら等のソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造するために、原料の収集運搬からバイオ燃料の製造までの一貫した技術を確立する事業を平成 20 年度に創設。 ○平成 20 年度に 3 地区、平成 21 年度に 1 地区で事業を開始。	平成 22 年度に 1 地区事業が完了し、平成 23 年度は 3 地区で事業を実施。	○国産バイオ燃料の生産拡大に向け、薄く広く存在する稲わら等の原料の収集・運搬から燃料製造までの各段階の技術を確立する必要がある。
	農林水産省	「農林水産省生物多様性戦略」（平成 19 年 7 月）に基づき、田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等）など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進する。さらに、①生物多様性基本法（平成 20 年 6 月）や生物多様性地域連携促進法（平成 22 年 12 月）等の国内における動向、②平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（MOP5）での成果、及び、③東日本大震災の発生等を踏まえて、戦略の見直しを実施する。	田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など、生物多様性保全を重視した農林水産施策を推進。 特に、 平成 23 年度は、生物多様性保全面からみた農林水産業や農山漁村資源管理活動の経済的評価に関する国内外の事例を調査し、日本の農林水産業の実情に適した評価方法等の検討を行う。	平成 19 年 7 月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」に基づく施策については、平成 20 年度以降の予算に反映しており、着実に推進している。 また、農林水産省生物多様性戦略の見直しを実施しているところ。	戦略の見直しを踏まえ、着実に生物多様性を重視した農林水産業を推進していく。
	環境省	（新） ○「里地里山保全活用行動計画」（平成 22 年 9 月）に基づき、里地里山の保全活動の促進を図るため、自然資源の新たな利活用手法として里地里山の保全活動により生じた草木質系バイオマス資源の利活用の促進を図る。	○平成 23 年 6 月に里地里山の保全活動により生じた草木質系バイオマスの利活用に取り組んでいる全国の事例を収集し事例集としてデータベース化し HP により全国に発信。 ○野生生物の生息環境から発生するバイオマス利用による地域活性化手法についての検討を開始。		○里地里山の保全活動から発生するバイオマス資源は少量であることからバイオマス利用による採算性が合わない場合が多い。このため、収集・運搬・活用を含め採算性の合うバイオマス設備技術の構築が必要。

<p>2 ①</p>	<p>地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげていきます。 地域循環圏は、各主体が相互の連携・協働（つながり力）を通じて、各々の役割を積極的に果たしていくことで形成されます。 国にあっては、国際・全国レベルで、また地方環境事務所をはじめとする地方支分部局を活用してブロックレベルで、地方公共団体の取組支援など各主体が連携・協働できるようコーディネーターとしての役割を果たし、国と地方を中心に各主体が構想段階から協働して地域計画を策定し、循環型社会の形成のための基盤の整備を推進</p>	<p>環境省</p>	<p>○地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境本省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NPO/NGO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業をまとめた地域計画を策定する。また、各省連携による基盤整備等の支援も活用し、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。</p>	<p>○全国7ブロックにおいて、地方環境事務所がコーディネーターとなり、地方自治体や関係府省出先機関を含めた関係主体で構成される協議会を設置し、最適な規模の地域循環圏を形成するために必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じて最適な規模の循環を形成する地域計画策定に向けた調査、検討を実施。 ○地域循環圏形成のためのガイドラインや評価ツールの策定、具体的な施策の検討を進めている。</p>	<p>○循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な循環の範囲の検討を推進。</p>	<p>○事業の効果的・効率的な実施及び実施結果の定量的な評価を行い、地域循環圏を形成するための仕組みづくりについて課題や問題点を整理する。</p>
----------------	--	------------	--	--	--	---

していきます。
 地域循環圏の形成は循環資源の性質に基づくことから、廃棄物の適正処理を前提に、温暖化対策や生物多様性の保全などの環境面や希少性や有用性などの資源面、さらに輸送効率や処理コストなどの経済面の各観点から、循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な循環の範囲の検討を進めていきます。
 一方、一定の地域のみで発生する又は腐敗しやすい等の特徴を持つバイオマス系循環資源はその地域において、また高度な処理技術を要するものはより広域的な地域で、といったように、最適な循環圏の規模が一定程度明確なものについては、その形成を以下のように進めます。
 バイオマス系循環資源については、コミュニティや地域レベルでの循環を念頭に、新たなバイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の取組を関係者一体となって広げます。

農林水産省（内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）

（再掲）
 ○地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。
 （平成22年目標）
 ・技術的観点：エネルギー変換効率の向上等
 ・地域的観点：バイオマスタウンを300市町村程度構築
 ・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用等

○バイオマス活用推進基本法に基づく、「バイオマス活用推進基本計画」を平成22年12月に閣議決定。
 ○地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。
 ・バイオマスタウン構想を公表した市町村数
 平成16年度末時点 13件
 平成17年度末時点 44件
 平成18年度末時点 90件
 平成19年度末時点 136件
 平成20年度末時点 196件
 平成21年度末時点 268件
 平成22年度末時点 303件
 平成23年4月末時点 318件
 ○「バイオ燃料技術革新計画」（平成20年3月バイオ燃料技術革新協議会）に基づき、2015年から2020年に40円/リットルの製造コスト実現を目指し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に係る研究開発を推進。
 ○バイオ燃料の導入促進に係る環境を整備するため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造する場合に、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を開始（平成21年2月25日より平成25年3月31日までの5年間）。
 ○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を制定し（平成21年7月成立、8月施行）、エネルギー供給事業者による一定量の非化石エネルギー源の利用を義務付け。
 ○「エネルギー基本計画」を平成22年6月に制定し、2020年に全国のガソリンの3%以上にバイオ燃料を導入する。

○バイオマスの利活用については、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしが進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。
 ・バイオマス利活利用率
 14年 → 22年
 廃棄物系バイオマス
 68% → 86%
 未利用バイオマス
 21% → 17%

○国産バイオ燃料の安定供給に向け、農林漁業者とバイオ燃料製造業者による連携促進や収集・運搬コストの低減、資源作物の開発等の技術・研究開発に対する支援が必要。
 ○平成22年12月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスの活用を推進。
 （平成32（2020）年目標）
 ・バイオマスの利用量：約2600万炭素トン
 ・バイオマスの利用率目標
 家畜排泄物：約90%
 下水汚泥：約85%
 黒液：約100%
 紙：約85%
 食品廃棄物：約40%
 製材工場等残材：約95%
 建築発生木材：約95%
 農作物非食用部（すき込み除く）：約45%
 林地残材：約30%以上

	また、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定など、関係者の連携・協働により大都市、地方都市など地域の特性に応じた、食料やエネルギーなどの地産地消の体制を構築します。	農林水産省、経済産業省、環境省	<p>○食品リサイクル法に係る施策の充実・強化</p> <p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の実施率(平成21年度実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>食品製造業</td> <td>93%</td> <td>(前年度 93%)</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>58%</td> <td>(前年度 59%)</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>36%</td> <td>(前年度 37%)</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>16%</td> <td>(前年度 13%)</td> </tr> <tr> <td>食品産業合計</td> <td>81%</td> <td>(前年度 79%)</td> </tr> </table> <p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成23年10月末現在で計33件が認定されている。</p>	食品製造業	93%	(前年度 93%)	食品卸売業	58%	(前年度 59%)	食品小売業	36%	(前年度 37%)	外食産業	16%	(前年度 13%)	食品産業合計	81%	(前年度 79%)	再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。再生利用事業計画の認定については、ほぼ毎月新たな認定実績が生まれており、順調に制度が活用されていると認識される。	<p>資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。そのためには、</p> <p>①食品廃棄物等の発生抑制の目標値の策定</p> <p>②食品関連事業者による食品リサイクル・ループ構築の取組や飼料化設備導入の推進等に取り組んでいく。</p>
食品製造業	93%	(前年度 93%)																			
食品卸売業	58%	(前年度 59%)																			
食品小売業	36%	(前年度 37%)																			
外食産業	16%	(前年度 13%)																			
食品産業合計	81%	(前年度 79%)																			
2 ②	また、民間団体や自治体が回収・処理を行う生ごみの肥料化や廃油の飼料化・バイオ燃料化などの再資源化活動を営利的・持続的に行ういわゆる地域コミュニティ・ビジネスの育成を図ります。	環境省	<p>(廃)</p> <p>○循環型社会地域支援事業</p> <p>NPO/NGOや事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。</p>	<p>平成22年度は32件応募があり、以下の7件の事業を採択して実証事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逗子湘南アップサイクルプロジェクト～3R meets Creative power～ ・広がれ！小瀬エコスタジアムプロジェクト ・身近なところでのリサイクルと若者などの就労支援 ・竹・土・水の社会循環型3R事業～近江八幡の三方よしを活かして～ ・京流「始末」「もったいない」から始める2Rスタイルプロジェクト ・「衣類」も「人」も地域で活かされ循環する、持続可能な市民参加型ソーシャルビジネス実証実験（環境と福祉のコラボ） ・五島内空きびんリユース・ネットワークづくり 		平成23年度以降業務見直しにより実施しないこととなった。															
2 ③	さらに、家畜排せつ物や下水汚泥などのバイオマスの有効利用を推進します。	農林水産省	<p>○家畜排せつ物等有機性資源のたい肥化や再生可能エネルギーとしての利活用などによる循環的利用の促進等を推進する。</p>	<p>・平成19年3月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく国の基本方針を見直し。これに伴い、都道府県計画の見直しを実施。H23年度で42件が策定。</p>	<p>家畜排せつ物法の管理基準適用農家戸数に占める、施設整備農家戸数の割合は、79.8%（H16）から89.9%（H23）に増加し、家畜排せつ物の管理の適正化によるたい肥の利用等が進んでいる。</p>	引き続き、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用を促進。															

	国土交通省	<p>○下水汚泥関係（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書目標達成計画」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、下水汚泥の緑農地利用や建設資材利用、バイオガス等のエネルギーとしての有効利用を推進 ・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）を推進（平成17～20年度） ・下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）を推進（平成23年度～） 	<p>○下水汚泥のリサイクル</p> <p>平成15年度の下水汚泥リサイクル率は約64%</p> <p>平成16年度の下水汚泥リサイクル率は約67%</p> <p>平成17年度の下水汚泥リサイクル率は約70%</p> <p>平成18年度の下水汚泥リサイクル率は約74%</p> <p>平成19年度の下水汚泥リサイクル率は約77%</p> <p>平成20年度の下水汚泥リサイクル率は約78%</p> <p>平成21年度の下水汚泥リサイクル率は約77%</p> <p>○下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>平成21年度の下水道バイオマスリサイクル率は約24%</p> <p>○新世代下水道支援事業制度として、平成18年度に下水汚泥を消化し、得られた消化ガスを発電の燃料や天然ガス自動車の燃料として有効利用する事業を1件採択した。また、生ゴミ等を受入れ、下水汚泥と併せて消化し、得られた消化ガス等有効利用する事業を平成17年度に1件、平成21年度に2件、平成22年度に1件採択した。さらに、下水汚泥をガス化し、エネルギーとして活用する事業を平成20年度に1件採択した。</p> <p>○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）による下水汚泥資源化に係る技術開発を推進した（平成17～20年度）。</p> <p>○下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による、下水汚泥のエネルギー化技術等の実証を推進した。</p>	<p>○下水汚泥のリサイクル</p> <p>約77%（平成21年度）の下水汚泥がリサイクルされており、循環型社会の推進に向けて引き続き下水汚泥のリサイクルを推進する。</p> <p>○下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>下水汚泥中の有機物のうち肥料などの緑農地利用、バイオガス・汚泥燃料等としてエネルギー利用されたものは、約23%（平成20年度）であり、目標達成に向け取組を推進。</p> <p>○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）の推進</p> <p>引き続きLOTUSプロジェクトとして選定された開発すべき技術の開発や評価するための委員会の開催等を行った。</p>	<p>○下水汚泥リサイクル率</p> <p>平成19年度末の目標値（68%）を既に達成しており、より一層の推進を図る。</p> <p>○下水道バイオマスリサイクル率</p> <p>社会資本整備重点計画に示された平成24年度末の目標値（39%）の達成に向けて、下水汚泥のエネルギー利用等を引き続き支援</p> <p>○下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）の推進</p> <p>下水汚泥のエネルギー化技術等の実証・普及を推進。</p>
--	-------	---	---	--	---

2 ④	製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、各種個別リサイクル法や資源有効利用促進法に基づく措置を着実に実施するほか、廃棄物処理法の広域認定・再生利用認定を適切に活用します。	環境省	○平成9年に改正された廃棄物処理法に基づき、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることを環境大臣が認定し、認定を受けた者については業及び施設設置の許可を不要とする制度（再生利用認定制度）を設けるとともに、平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことによって、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度（広域認定制度）を設けたところ。	○再生利用認定制度 平成23年10月末時点で、一般廃棄物では、64件の認定を、産業廃棄物では45件の認定。 ○広域認定制度 平成20年10月には広域認定制度の対象となる一般廃棄物に廃印刷機及び廃携帯電話用装置を追加。 平成23年10月末までに、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進するため、一般廃棄物では84件、産業廃棄物では207件の認定。		
2 ⑤	産業間連携により、サプライチェーンにおける更なる資源投入の抑制や広域的な素材利用を進め、多段階での再生利用を図るほか、特に、循環資源に含有される有用資源を適正かつ戦略的に利用できるよう、回収体制の充実、消費者との連携強化、再生利用技術・システムの高度化を図ります。	経済産業省	3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。（以下、製品3R環境配慮情報提供事業という）	製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報を消費者に提供するための評価指標を検討している。平成21年度からは、国際動向を注視しつつ、国際標準化を視野に入れた評価指標の検討を行っているところ。	製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報を消費者に提供するための評価指標の検討や、国際動向の調査を行った。	平成23年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。
2 ⑥	これら循環資源に共通して、循環型社会の形成に向けて地域で取り組んでいる各主体に対して、モデル的な取組に対する支援などを行うほか、廃棄物処理施設整備に対する財政的支援についても、地域循環圏の形成に係る事	総務省	環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される廃棄物の発生抑制の促進等の取組を支援するため、ソフト事業及びハード事業に対して、所要の地方財政措置を講じている。			地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、引き続き地方財政措置を講じる。

業に重点化するなどの支援を進めます。	環境省	<p>○循環型社会形成推進交付金 廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル関連施設、エネルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、交付金による支援を行っている。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進され、最終処分場の残余年数の向上や発電能力向上等に繋がっている。</p> <p>(リサイクル率) H17:19.0% H18:19.6% H19:20.3% H20:20.3% H21:20.5%</p> <p>(発電能力) H17:1,512MW H18:1,590MW H19:1,603MW H20:1,615MW H21:1,673MW</p> <p>(最終処分場残余年数) H17:14.8年 H18:15.6年 H19:15.7年 H20:18.0年 H21:18.7年</p>	<p>発電能力、最終処分場残余年数ともに、第4回フォローアップ(H17の数値)から今回フォローアップ(H21の数値)の間に着実な向上がみられ、本施策による取組が進展しているものの、リサイクル率については近年横ばい傾向となっている。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進されている。</p> <p>今後も、引き続き、合理的かつ効果的な施設整備を進める。</p>
	環境省	<p>(廃) ○循環型社会地域支援事業(再掲) NPO/NGOや事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。</p>	<p>平成22年度は32件応募があり、以下の7件の事業を採択して実証事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逗子湘南アップサイクルプロジェクト ~3R meets Creative power~ ・広がれ!小瀬エコスタジアムプロジェクト ・身近なところでのリサイクルと若者などの就労支援 ・竹・土・水の社会循環型3R事業 ~近江八幡の三方よしを活かして~ ・京流「始末」「もったいない」から始める2Rスタイルプロジェクト ・「衣類」も「人」も地域で活かされ循環する、持続可能な市民参加型ソーシャルビジネス実証実験(環境と福祉のコラボ) ・五島内空きびんリユース・ネットワークづくり 		<p>平成23年度以降業務見直しにより実施しないこととなった。</p>

2 ⑦	また、特に広域的な地域循環圏について、エコタウンの活用等リサイクル産業の集積や企業間連携による支援を行うほか、リサイクルポートの推進による海上輸送の円滑化等、環境負荷の低い静脈物流システムの構築を図ります。	経済産業省、環境省	<p>○エコタウン事業の取り組み それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（ソフト事業は平成16年度限りで廃止、ハード事業は平成17年度限りで廃止）</p> <p>静脈物流システムの構築(1)（再掲） 静脈物流ネットワークの拠点としてのリサイクルポートの指定や、岸壁・ストックヤード等の静脈物流基盤の整備を進めてきたところであるが、更なる物流コストの削減が課題となっている。循環資源の適正な取扱を確保した上で、引き続き、効率的な静脈物流システムの構築を推進していく必要がある。</p> <p><リサイクルポートにおける企業立地数> 目標値：188社（平成19年度）→230社（平成24年度）</p>	<p>○本事業の実施により、これまで26地域のエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を承認。 併せてプラン中の62中核リサイクル施設整備事業及びソフト事業に対し財政支援を実施（平成23年10月現在）。 ○環境省では、平成23年度において平成22年度補正事業と合わせて、既存静脈施設集積地域の高効率活用に資する動脈産業と静脈産業との有効な連携方策等に関する調査を実施。</p> <p>○平成22年度までに、22港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。 ○静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。 ○「港湾における循環資源の取扱に関する指針」を平成22年9月に策定した。 ○地方公共団体等が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助による支援を実施している。</p>	<p>自治体のエコタウン担当者、リサイクル行政担当者が集う全国エコタウン会議を経済産業省・環境省で共催し、エコタウン事業の新たな展開に向けて情報交換等を実施。</p> <p>平成22年度の企業立地数は218社で、平成21年度より2社減少しているが、これまでの立地数の推移を維持すれば目標値を達成することができる見込みである。（第1次基本計画（第4回フォローアップ時）以降、取扱指標を「循環資源国内輸送コスト低減率」から「リサイクルポート指定港における企業立地数」に変更している。）</p>	<p>全国エコタウン会議等を開催し、情報交換の場をつくるとともに、「エコタウンプラン」の承認等を通じて循環型社会形成を目指す。</p> <p>静脈物流基盤の整備、官民の連携促進等を引き続き推進していく。</p>
2 ⑧	また、これらの大前提として、廃棄物の適正処理など、循環資源の適正な利用・処分の確保、生活環境の保全を図ります（5 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実参照）。さらに、地域によって循環資源の量、施設規模、再生品等の需要が均衡しないことも考えられるため、適切な情報に基づく地域間連携を図ります。	環境省	<p>（再掲） ○地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境本省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NPO/NGO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業をまとめた地域計画を策定する。また、各省連携による基盤整備等の支援も活用し、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。</p>	<p>○全国7ブロックにおいて、地方環境事務所がコーディネーターとなり、地方自治体や関係府省出先機関を含めた関係主体で構成される協議会を設置し、最適な規模の地域循環圏を形成するために必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じて最適な規模の循環を形成する地域計画策定に向けた調査、検討を実施。 ○地域循環圏形成のためのガイドラインや評価ツールの策定、具体的な施策の検討を進めている。</p>	<p>○循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な循環の範囲の検討を推進。</p>	<p>○事業の効果的・効率的な実施及び実施結果の定量的な評価を行い、地域循環圏を形成するための仕組みづくりについて課題や問題点を整理する。</p>

<p>3 ①</p>	<p>循環型社会の構築には、国民一人一人に循環に配慮した持続可能なライフスタイルへの変革が重要です。(第4章第1節参照)このため、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象に、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場など多様な場において互いに連携を図りながら、環境教育・環境学習等を総合的に推進し、ライフスタイルの変革につなげます。</p> <p>その際、地方公共団体とも連携し、単に一方的な情報発信に止まらず関係主体が相互に学び合えるような取組を行います。</p>	<p>環境省</p>	<p>○環境にやさしい買い物キャンペーン 広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R推進月間中、流通事業者等の協力を得ながら都道府県等と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を平成15年度から平成20年度までは、内閣府、平成21年度以降は環境省が中心となり全国的に展開。</p>	<p>○環境省 ・掲示用ポスターデザイン及び統一デザインを作成し、都道府県及び流通事業者へ配布・呼びかけ、より効率的なキャンペーンにするため関係団体へのヒアリングを実施し、改善点を整理</p> <p>○都道府県 ・平成23年度は46都道府県が参加【22年度：46都道府県】 ・実施内容：「ポスターの作成・掲示」、「各種広報媒体によるPR」、「各種イベントの開催」等</p> <p>○流通事業者・小売事業者 実施内容：「ポスター、チラシ、店内放送等による呼びかけ」、「環境配慮型商品コーナーの設置」、「買い物袋持参者へのスタンプの押印」等</p>	<p>○各主体において自主的な取組が広がっており、循環に配慮した持続可能なライフスタイルへの意識は着実に浸透・拡大してきている。</p>	<p>平成23年度以降も、本キャンペーンを引き続き実施。 実施に際しては、毎年、実施体制・内容の必要な見直し・充実を図っていく。</p>
		<p>文部科学省</p>	<p>○「環境教育の実践普及」による環境教育の推進(平成21年度「環境推進グリーンプラン」を見直し) ・「環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)事業」 米国が提唱した学校を基礎とした環境科学及び環境教育に関する国際的なプログラムへの参加。 ・「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」 環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催する。 ・「環境教育に関する実践発表会」 全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行う。</p>	<p>○環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)協力校の指定 平成22年度：19校 平成23年度：15校</p> <p>○環境教育リーダー研修基礎講座の実施 平成22年度：全国7ブロック 平成23年度：全国2ブロック(予定)</p> <p>○環境教育に関する実践発表研究大会(全国環境学習フェア等)の開催 平成22年度：高知県で開催 平成23年度：岩手県で開催の予定であったが、東日本大震災の影響のため中止</p>	<p>「環境教育の実践普及」による環境教育推進のための取組は、積極的・効果的に実施されている。</p>	<p>引き続き、環境教育の充実を図るため実践事例の促進・普及等を進める。</p>

<p>文部科学省</p>	<p>○環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備 エコスクールの整備を促進し、環境教育・環境学習等の推進を図る。</p> <p>・公立学校を対象に、エコスクールパイロット・モデル事業を認定し、施設整備費の国庫補助を行う。</p> <p>・私立学校が行う環境に配慮した校舎施設の改造工事に要する経費の一部を補助。</p>	<p>○平成 23 年度の状況</p> <p>・ エコスクールパイロット・モデル事業として新たに 109 校を認定し、エコスクールの整備を推進。 エコスクールパイロット・モデル事業の認定実績 平成 18 年度 70 校 平成 19 年度 79 校 平成 20 年度 104 校 平成 21 年度 157 校 平成 22 年度 175 校 平成 23 年度 109 校 全 1,235 校 (平成 9 年～平成 23 年 4 月現在)</p> <p>・ 交付件数：平成 23 年度 11 校</p>	<p>新たに公立学校 109 校の環境を考慮した施設整備が行われ、授業や課外活動などにおける環境教育や学校施設のエコ化に役立てられている。</p>	<p>平成 24 年度以降においても、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進を図る。</p>
<p>農林水産省</p>	<p>(廃) ○グリーン・ツーリズムを総合的に推進する一環として、農山漁村情報の受発信、交流の拠点施設の整備等を支援。</p> <p>(新) ○グリーン・ツーリズムなど、食を始めとする豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援。</p>	<p>○グリーン・ツーリズムインストラクター育成スクール修了者数 平成 19 年度：203 人 平成 20 年度：139 人 平成 21 年度：224 人</p> <p>○都市農村交流施設新規採択地区数(広域連携共生・対流等交付金) 平成 19 年度：1 地区 平成 20 年度：5 地区 平成 21 年度：4 地区 平成 22 年度：3 地区</p> <p>○食と地域の交流促進対策交付金新規採択地区 平成 23 年度：636 地区の内数</p>	<p>○地域におけるグリーン・ツーリズムの取組は拡大してきている。</p>	<p>(廃止の理由) ○グリーン・ツーリズムインストラクター育成スクールについては、民間団体主体による自主事業に移行した。 ○都市農村交流施設の整備については、広域連携共生・対流等交付金が平成 22 年度限りで廃止された。</p> <p>○平成 23 年度も引き続きグリーン・ツーリズムなどによる都市農村交流を推進する必要がある。</p>
<p>農林水産省</p>	<p>○地球温暖化防止等森林の持つ公益的機能や、社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。</p>	<p>○平成 23 年度の状況</p> <p>・子どもたちが森林内で様々な体験ができる機会を提供する「森の子くらぶ活動」を推進。</p> <p>・国有林で学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の協定の締結等を推進</p> <p>平成 20 年度末現在 152 箇所 6,361ha 平成 21 年度末現在 162 箇所 7,277ha 平成 22 年度末現在 172 箇所 7,219ha</p>	<p>「森の子くらぶ活動」を実施可能な施設や「遊々の森」は着実に増加しており、森林教室や体験林業など森林環境教育が実施されている。</p>	<p>○広範な連携・協力による里山林等を活用した森林環境教育の推進。</p> <p>○整備された「森の子くらぶ」施設の活用</p> <p>○「遊々の森」については、引き続き積極的な協定の締結等を推進し、国有林野を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへの確に対応。</p>

環境省	<p>○環境教育等への取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（廃）全国の小・中学生を主な対象として3R活動など自主的な環境保全活動を支援する「こどもエコクラブ」を実施。 ・全国7箇所の地方環境事務所において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習の取組を実施。 ・6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントの開催や「環境白書を読む会」を開催する等、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。 	<p>○こどもエコクラブ会員数</p> <p>平成22年度：173,059名 平成21年度：179,413名 平成20年度：184,710名 平成19年度：167,466名 平成18年度：137,532名 平成17年度：110,236名 平成16年度：83,156名</p>	<p>こどもエコクラブについては、事業仕分けにおいて「国の事業として廃止」との結果を受け、平成23年度以降、予算措置は行わない。</p>	<p>○地域住民自らが環境保全へ参加実践する拠点として、環境パートナーシップオフィスの整備充実を図っている。</p> <p>○こどもエコクラブについては、事業仕分けにおいて「国の事業として廃止」との結果を受け、平成23年度以降、予算措置は行わないため廃止。</p>
環境省	<p>○グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成配布やセミナーの開催等を通じて積極的に普及啓発を行う ・各地域において、行政・企業・民間団体等が連携してグリーン購入を推進するための地域ネットワークの構築を促進する。 ・地方公共団体や企業の取組事例に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースを着実に運用する。 	<p>○平成22年度は全国4カ所でグリーン購入セミナーを開催（新）</p> <p>○平成23年度は地方公共団体向けの実務研修会を2カ所開催。また、地方公共団体、民間企業、及び一般消費者向けのリーダー養成研修会を2カ所で開催</p> <p>○平成16年6月から運用を開始したグリーン購入取組事例データベースを更新し、情報提供の推進を図った。</p> <p>○平成19年6月、グリーン購入の取組方法を分かりやすく解説した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を策定。平成23年3月に内容を改訂し、全地方公共団体に配布した。</p> <p>○平成22年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は73.8%、都道府県及び政令指定都市では100% ・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業は、上場企業の81.1%、非上場企業の69.8% <p>○地域ネットワークは、12団体になった。</p>	<p>各種施策を通して、上場企業、非上場企業、地方公共団体におけるグリーン購入の取組は、平成27年度数値目標の達成に向けて進捗したと言える。</p>	<p>○今後も引き続き、グリーン購入取組事例データベース等の情報提供の充実を図る。</p> <p>○グリーン購入セミナーを定期的に開催している地域での地域ネットワークの構築を促進する。</p> <p>○地方公共団体におけるグリーン購入をより促進するため、町村レベルの地方公共団体向けの実務研修会を実施する。</p>
環境省	<p>○地域における環境パートナーシップの形成</p> <p>循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域におけるNPO・NGOなどの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していく。</p>	<p>○環境調査研修所においては、国及び地方公共団体における職員等の環境教育・環境学習に関する資質の向上のためにこれまでも環境教育研修、環境パートナーシップ研修等を実施してきており、今後も現場のニーズを踏まえた研修内容の充実を目指す。</p> <p>○地域における環境パートナーシップ形成については、その拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国に設置しているところ（16年度は、中部・近畿・中国、17年度は北海道・東北、18年度は四国、19年度は九州にそれぞれ設置。）。</p>	<p>○16年度より開始した環境パートナーシップ研修については、研修生による評価は高い。</p> <p>○地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。</p>	<p>○今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修内容の充実に取り組んでいく予定。</p> <p>○全国に設置した地方環境パートナーシップオフィスを活用し、環境パートナーシップの全国的なネットワークの形成を促進する。</p>

3 ②	<p>また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マスター)をはじめ、各界のオピニオン・リーダーとも連携し、実際にどのような行動を一人一人が取ればよいのかを示した国民運動を展開します。</p>	環境省	<p>容器包装廃棄物排出抑制推進員制度や産業廃棄物対策研修など、人材の育成・活用のための取組の推進、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者対象とした講習会を実施する。</p>	<p>平成22年5月に8名の容器包装廃棄物排出抑制推進員(通称:3R推進マスター)を新たに委嘱し、合計96名の3R推進マスターが普及啓発活動を行っている。3R推進マスターに対して、平成21度に全国5カ所で平成22年度に東京都内で研修会を開催し、最新知識の習得、情報の共有等を行った。</p>	<p>合計96名の3R推進マスターを委嘱したことで、全国のほとんどの都道府県に3R推進マスターの配置がされるようになり、地域の3R普及啓発活動に貢献している。</p>	<p>全国の都道府県に少なくとも1名以上の3R推進マスターを配置することを目指す。また、研修会を開催するなどして、3R推進マスターとしての資質3R上を図るとともに、全国に散らばっている3R推進マスター同士の交流を深めることを促進する。</p>
3 ③	<p>また、国民、NGO/NPO等、事業者等によるコミュニティに根ざした循環型社会づくりを促進するため、各主体の取組を支えるシステムの形成を推進します。</p> <p>例えば、リターナブルびんなどのリユース容器の活用等、各主体が連携した発生抑制対策等の先進的な取組を支援し、表彰などを通じて全国に発信していきます。</p>	厚生労働省	<p>○事業者が行う3R活動の推進 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会委員に参画している。また、厚生労働省所管事業(医薬品等に限る)について、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。</p>	<p>平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣賞 1件 ・ 厚生労働大臣賞 18件 ・ 3R推進協議会会長賞 18件 <p>が交付された。</p>	<p>製薬業界においても着実に、3Rの取組が定着していると思われる。</p>	<p>平成24年度以降も引き続き当該表彰制度を通じて製薬業界における3R活動の意識啓発に努めたい。</p>

経済産業省	<p>○3R（リデュース・リユース・リサイクル）普及啓発活動を実施。</p> <p>○各主体に対して3R関連法や制度の周知を図るとともに、各主体の3R活動の実践を促す。</p> <p>○各種普及啓発資料の作成・配付、ホームページの運営。</p> <p>○3R製品のイメージアップのための広報戦略を展開。</p> <p>○毎年10月のリデュース・リユース・リサイクル推進月間（3R推進月間）における普及啓発活動等を実施。</p>	<p>○「資源循環ハンドブック2011」等のパンフレットを作成・配付。また、容器包装リサイクル教材等の体験教材を各種展示会等へ出展・貸出。経済産業省サイト内の「3R政策」ホームページにおいて、パンフレットや審議会等の情報を随時追加。</p> <p>○3R推進月間関連として、「3R推進功労者等表彰」、「資源循環技術・システム表彰」等の各種行事の開催を引き続き後援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3R推進功労者等表彰」 3R関係8府省と連携し、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校、事業所等を表彰。 平成23年度：内閣総理大臣賞 1件 各省大臣賞 14件 3R推進協議会会長賞 85件 ・「資源循環技術・システム表彰」の実施 3Rの促進に寄与する優れた事業を表彰し、それらの事業・取組の奨励・普及、新規ビジネスの創出を目的としたもの。 平成23年度：経済産業大臣賞 1件 経済産業省産業技術環境局長賞 2件 クリーン・ジャパン・センター会長賞 6件 <p>○政府広報を活用し、幅広いメディアで普及啓発活動を実施。</p>	<p>○各種パンフレットの作成配布により、普及啓発を実施。3Rへの理解を深め、日常生活での3R実践に資する体験教材の拡充・貸出を継続。</p> <p>○「3R推進功労者等表彰」については、引き続き関係府省と連携し実施「資源循環技術・システム表彰」についても、引き続き実施。 3R推進月間については、引き続き政府の重点広報項目として、普及啓発活動を展開。</p>	<p>○作成した普及啓発資料及びホームページによる効果的な普及啓発、3R推進月間を活用した関連行事の実施を継続。</p> <p>○3Rに関心の薄い層への展開を図るため、各取組の連携を図る。</p>
環境省	<p>○循環型社会形成推進功労者表彰 廃棄物の発生量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の適切な推進に顕著な功績があった個人、企業、団体を表彰し、その功績をたたえて、循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成18年度から実施している。</p>	<p>平成23年10月に京都市において行われた「第6回3R推進全国大会」の式典の中で、個人の部5名、企業の部13法人、団体の部11団体に対して大臣表彰を行った。</p>	<p>循環型社会に関する普及啓発の着実な展開を図った。</p>	<p>循環型社会の形成推進のため、今後も引き続き実施していく。</p>

3 ④	また、今後急増が見込まれる高齢者の持つ知識や技術の活用・継承等も図りつつ、地域住民の積極的な参画による生活用品などの市民リサイクルの取組やフリーマーケットの開催、リサイクル・リペアショップの利用等を先進事例の紹介などにより促進します。	内閣府	(廃) ○先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業 省資源・省エネルギーや地球温暖化防止、循環型社会の形成等を促進する観点から、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動や普及啓発活動を公募し、モデル的に実施するとともに、その成果を広く全国に普及、定着させる。			平成19年度限りの事業業務見直しにより実施しないこととした。
		環境省	○リデュース・リユース促進に向けた取組を一層推進していく観点から、リユースカップの普及や取組支援を行う。	国民一人一人のライフスタイルの変革を進めるために、3Rの取組についての基礎的な情報を整理し提供するために、野球場におけるリユースカップの実証実験や課題整理を実施した。 また、平成22年度には「マイボトル・マイカップキャンペーン」を実施した。	コスト面、運用面について良い事例を形成するとともに、施設やイベント主催側の意識と観客側の意識の双方を改革するために必要なデータ・情報を収集した。	リユースカップの普及や取組支援については、現在展開している「マイボトル・マイカップキャンペーン」での、使い捨て飲料容器の削減に向けた取組の一環として実施していく。
		環境省	○3R推進全国大会 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会推進のため、国民、事業者、行政が一堂に会し、それぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルなど3Rの推進に関する理解を深める。	○「第6回3R推進全国大会」 ・平成23年10月28日～30日 京都市において市民、企業、事業者、自治体職員が参加し多くのイベントが開催され、3Rの普及を促進。 ○「3R推進地方大会」 ・地方環境事務所毎に、全国7ブロックにおいて開催 ・地方環境事務所を活用した各地域の3R推進に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイバッグキャンペーン等。	3R推進に関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、循環型社会に関する啓発普及の着実な展開を図った。	廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など廃棄物減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、基調講演等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着した循環型社会の推進を図る。
3 ⑤	なお、これらの先進的な取組の情報を広く提供するには、NGO/NPO等の民間団体等と連携しながら、各種キャンペーンの効率的な実施やインターネット、マスメディア等の様々な媒体の特性に応じた活用を推進します。	環境省	○各主体間のネットワークの構築 各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。	○地球環境パートナーシッププラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。 ○地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。 ○NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を実施。特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を実施。	○地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。 ○優秀な政策提言について施策への反映に向けた追加調査を行い、モデル事業として全国に展開するに至るなど、提言を真摯に受け止めその効果的な実現を図る動きが政策の側に出てきており、各主体間のネットワークの形成に寄与している。	各主体が協働で事業を実施し、政策立案に多様な主体が関わるためのルールと適正な仕組みの検討をより一層進めていく必要がある。

		環境省	<p>○Re-Styleについて</p> <p>ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するためにはどうしたら良いのか、日常生活においてできることや環境にやさしいライフスタイルについて、インターネットを多用する世代である若者層を主たるターゲットとして分かりやすく情報提供するため、Webサイト「Re-Style」(http://www.re-style.jp/)を、平成14年6月から開設している。</p>	<p>コンテンツとして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定のテーマに関する特集 2) 著名人や芸術家等の日常生活における環境にやさしい取組やライフスタイルなどのインタビュー形式での紹介 3) 環境保全をテーマとするイベント等における取組や時事問題、2)で取り上げられない緊急インタビュー等のレポート <p>等について、それぞれ1ヶ月に1、2回程度の更新を行うとともに、その他身近な情報や取組を検索するためのデータベース等を掲載して、3Rに配慮したライフスタイルに関する情報を提供した。</p>	<p>外出中や空いた時間など、より手軽にアクセスできるようにするため、平成20年度からモバイルサイトを開設した。</p>	<p>環境への意識が低い傾向にある若年層に対する普及啓発のため、日常生活における身近な行動に結びつく情報を中心に、引き続きサイトの運営を行う。</p>
4 ①	国自らが率先して、グリーン購入・契約を通じて適正な再生品等のグリーン製品・サービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用するとともに、物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサービスサイジング等の活用やリユースの取組に対する支援を行います。	経済産業省	<p>○グリーン・サービスサイジングモデル事業「グリーン・サービスサイジング事業」とは、従来型の「製品の販売を前提としたビジネス」と比較して、より環境負荷低減効果の高い「サービス提供型のビジネス」に資する事業である。本モデル事業では、「環境負荷低減」及び「競争力を有する新たなビジネスモデルの創出」の両面で効果がある先導的なサービスサイジングの取組を発掘し、その事業を支援することを通じて、21世紀型の持続可能な社会構築に向けた事業活動の進展を図る事業を実施した。</p>	<p>4年目となる平成20年度は、全国から6件の応募があり、うち3件を採択。(平成17年度は3件、平成18年度は5件、平成19年度は5件採択。)</p> <p>本事業の各採択団体の活動について、経済産業省ホームページ等により広く周知。エコプロダクツ展、成果発表会において、モデル事業の活動成果を報告するなど、普及・啓発を行った。</p> <p>また、グリーン・サービスサイジング・ビジネスの事例集を作成し、配布及びホームページにて公開した。</p>	<p>○グリーン・サービスサイジング事業については平成20年度で終了。</p>	<p>○グリーン・サービスサイジング事業については平成20年度で終了。</p>

国土交通省	<p>○ 環境にやさしい資材や建設機械の特定とその使用の推進 グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進するもの。</p>	<p>グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷低減効果を有する建設機械の使用の推進（平成 14 年 4 月から） ○ 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用の推進（平成 15 年 4 月から） ○ 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）や製材や集成材等の調達を推進（平成 16 年 4 月から） ○ 電気炉酸化スラグ骨材や再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）等の調達を推進（平成 17 年 4 月から） ○ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材やビニル系床材等の調達を推進（平成 18 年 4 月から） ○ フローリングの調達を推進（平成 19 年 4 月から） ○ 「再生材料を利用した型枠」の調達を推進（平成 20 年 4 月から） ○ 「鉄鋼スラグブロック、再生プラスチック製中央分離帯ブロック、送風機、ポンプ」の調達を推進（平成 21 年 4 月から） ○ 「中温化アスファルト混合物、高日射反射率防水、高日射反射率塗料、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」の調達を推進（平成 22 年 4 月から） ○ 「路上表層再生工法」の調達を推進（平成 23 年 4 月から） 	<p>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による公共工事における環境物品等の調達により、環境への負荷低減を推進している。</p>	<p>引き続き調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。</p>
-------	---	--	---	--

環境省	<p>○グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国自らも購入者としてグリーン購入を行う。 ・環境ラベル等データベースや特定調達物品情報提供システムをインターネット上で運用している。 ・地方公共団体や企業の取組事例に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースを着実に運用する。 ・アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業）の約50%及び非上場企業（従業員500人以上の非上場企業及び事業所）の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とする。 <p>○グリーン契約の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国自らも購入者としてグリーン契約を行う。 ・地方公共団体の取組事例に関する情報を提供する環境配慮契約法取組事例データベースを着実に運用する。 	<p>○平成21年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において95%以上の高い調達率を達成。</p> <p>○環境ラベル等データベースにおいては、平成14年8月から本格的運用。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、逐次の更新。</p> <p>○特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始し、年4回の更新。</p> <p>○グリーン購入取組事例データベースは、平成16年6月から運用を開始し、年1回の更新。</p> <p>○これら情報提供の推進や地方におけるグリーン購入セミナー等を通して、グリーン購入の普及を図っている。</p> <p>○組織的にグリーン購入に取り組めていない地方公共団体を対象として、取組方法を分かりやすく解説した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を策定（平成23年3月改訂）。</p> <p>○平成22年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は73.8%、都道府県及び政令指定都市では100% ・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業 上場企業の81.1%、非上場企業の69.8% <p>○平成21年度の国等の各機関における環境配慮契約の取組率については、電気の供給を受ける契約61.8%、自動車の購入に係る契約85.7%、省エネルギー改修事業に係る契約2件、建築物に関する契約307件</p> <p>○環境配慮契約法取組事例データベースは、平成20年から運用を開始し、年1回の更新。</p> <p>○地方公共団体の環境配慮契約への取組を支援するために、「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」を策定（平成23年2月改訂）</p>	<p>○国等の各機関における特定調達物品の調達率については、前年に引き続き、ほとんどの品目において、95%以上の高い水準となっており、国等におけるグリーン購入は、更に定着したといえる。</p> <p>○各種の情報提供データベースは、定期的に情報の追加・更新を行っており、前回フォローアップ時と比較して、内容は充実してきている。</p> <p>○国等の各機関における環境配慮契約の実施については、徐々に取組が進んできている。</p>	<p>○地方公共団体におけるグリーン購入をより促進するため、町村レベルの地方公共団体向けの実務研修会を実施する。</p> <p>○更に民間でのグリーン購入を推進していくため、環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン購入取組事例データベースの充実・拡充を図る。</p> <p>○地方公共団体の環境配慮契約を推進するため、地方公共団体の取組事例データベースや環境配慮導入マニュアルの充実・拡充を図る。</p>
-----	---	--	---	---

		経済産業省	<p>○ライフサイクルアセスメントの普及環境保全型の製品の普及を促進するため、幅広い製品群を対象として、その環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価する LCA 評価手法について、多くの企業が取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきたところである。</p>	<p>○LCA 実施のためのガイドライン及び原単位情報(素材等の環境負荷量算出のための換算係数) データベースを作成した。</p> <p>○アジア諸国の LCA の普及を支援する観点からデータベースを作成してきたが、LCA 手法を用いたエコリーフ制度の構築に向けてわが国の専門家を派遣するとともに、LCA 全般の知識の習得を目的とした AOTS 研修を実施した。</p>	<p>○LCA の普及活動や「見える化」の浸透およびカーボンフットプリントに対する取り組みを通じて、LCA に対する理解・認知度は広まりつつある。</p> <p>○カーボンフットプリントへの応用も念頭に、LCA データベースの整備に係る国際的な協調を図るため、UNEP と共催で各国有識者を集めたWSを実施。その成果を元に UNEP が「湘南ガイダンスプリンシプル」としてガイダンスを発行。</p>	<p>○引き続き LCA を通じた環境負荷の見える化の普及拡大を進める。</p>
4 ②	また、信頼性確保を図りつつ、循環型社会ビジネス市場が拡大するよう、再生品等の品質等を向上させ資源性を高めることも念頭に、再生品等の品質・安全性・環境性等に関する適正な評価や表示、環境ラベリングやグリーン製品・サービス関連情報を、一般市民にも分かるよう適切に提供することを推進します。	経済産業省	<p>環境適合製品にかかる情報開示基盤を構築し、環境適合製品の普及を促進するため、「カーボンフットプリント制度」の構築の普及に取り組む。</p>	<p>○平成 21 年度にスタートした「カーボンフットプリント制度試行事業」において、平成 23 年 11 月 10 日で 73 件の PCR を策定し、361 製品を検証認定。</p>	<p>○現在約 300 の事業者がカーボンフットプリント制度試行事業に参加。試行事業 3 年間の最終年度として、これまでの成果を踏まえて、報告書のとりまとめを行う。</p>	<p>○制度構築に目途が立ち、国の試行事業は一定の目的を果たしたため、平成 23 年度をもって終了。平成 24 年度以降「カーボンフットプリント制度」は民間事業化の予定。</p> <p>引き続き、ISO における国際標準化に貢献するとともに、民間事業化後を注視する。</p>
4 ③	さらに、3R に配慮した製品の製造等を含め、事業活動における環境配慮を確実に実施していくため、環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の自主的取組を促進します。	経済産業省	<p>ウェブサイト「環境報告書プラザ」を運営し、各企業が発行している環境報告書等を収集・掲載、環境情報を抽出しデータベース化を図っている。</p>	<p>○平成 23 年度は引き続き「環境報告書プラザ」を運営、掲載データを更新すると共に、サイト改善の方策についてヒアリングやアンケートによる調査を行っている。</p>	<p>○マテリアルフローコスト会計については、平成 23 年 9 月に国際規格が発行されている。</p> <p>○「環境報告書プラザ」掲載登録企業・団体数は 800 社を超え、アクセス数は月平均 15,000 件となっている。(平成 23 年 10 月末現在)</p>	<p>○マテリアルフローコスト会計の日本工業規格 (JIS) 発行を図る。</p> <p>○これまでの調査結果を踏まえ、「環境報告書プラザ」のより効果的・効率的な運用を図る。</p>

<p>経済産業省</p>	<p>○産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクルガイドライン 事業者の自主的な取組を促進することを目的として、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>	<p>○平成 18 年度は、取組の進捗状況を確認するとともに、いくつかの品目・業種において目標値の改定を行った。 ○ガイドライン該当業種を含む製造業について、委託調査による副産物の発生量、再資源化量及び最終処分量等に関する情報収集を例年行っている。</p>	<p>○ガイドラインに基づく進捗状況について、例年行っている委託調査結果によると、最終処分量は、ほとんどの業種で前年度に対して削減されており、取組の進展を確認している。</p> <p>【最終処分量】（製造業全体） H18 → H19 605 万 t → 600 万 t</p>	<p>今後も、ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標の改定、環境配慮設計の推進・有害物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項の見直しを継続的に行っていく。</p> <p>また、近年技術革新などから急速に需要が伸びている品目や、多品種少量生産などのためにこれまでガイドラインの統一的な取組の対象となりにくかった品目や業種の追加などを積極的に行っていく。</p> <p>ガイドラインに関するフォローアップを補完する目的で、平成 21 年度については、委託調査の中でガイドライン対象製品及び業種についてのリサイクル率等の最新情報を収集し、見直しのための検討を実施する予定。</p>
--------------	--	--	--	---

環境省	<p>○事業者の自主的・積極的な環境への取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境経営の推進を支援するため、環境マネジメントシステム、環境報告書及び環境会計の普及と促進に取り組んでいる。 ・中小企業を含めた幅広い事業者向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21について、環境イベントでの講演など、普及促進に向け取り組んでいる。 ・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法。平成17年4月施行）が施行されて3年経過したことを踏まえ、その施行状況の評価・検討を行った。 また、それを踏まえ、特定事業者の環境報告書が一覧でき、かつ環境報告書一般に関する情報を収集できる情報提供サイトを作成した。 ・中央環境審議会総合政策部会「環境と金融に関する専門委員会」の開催 平成21年7月より中央環境審議会の「環境と金融に関する専門委員会」において環境と金融のあり方について検討され、平成22年6月に取りまとめられた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」では、金融の環境に対する責任や具体的な4つの政策提言が行われた。 ・融資における環境配慮（環境金融）の取組を支援するための助成事業等を実施した。 <p>【循環型社会形成推進基本計画における目標】</p> <p>中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の認証・登録企業数が6,000社となることを目標とします。</p> <p>また、環境経営を推進させるツールとして、環境報告書及び環境会計の普及状況をアンケート調査結果として把握し、その取組を推進します。</p>	<p>○平成21年度において、環境報告書及び環境会計を作成・導入する企業は、上場企業では増加したが、非上場企業ではやや減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書を作成している企業 平成19年 平成20年 平成21年 上場企業 562社（48.9%） 633社（51.6%） 624社（54.6%） 非上場企業 449社（26.9%） 527社（29.3%） 467社（24.7%） 全体 1011社（35.9%） 1160社（38.3%） 1091社（35.9%） ・環境会計を導入している企業 平成19年 平成20年 平成21年 上場企業 428社（37.2%） 447社（36.4%） 427社（37.4%） 非上場企業 333社（20.0%） 358社（19.9%） 344社（18.2%） 全体 761社（27.0%） 805社（26.6%） 771社（25.4%） ○エコアクション21について、財団法人地球環境戦略研究機関による認証・登録事業者数は着実に増加し、6,859社となっている。（平成23年10月末現在） ○環境格付融資に取り組む金融機関が71社に増加した。（平成23年10月末現在） 	<p>○環境報告書及び環境会計を作成・導入する企業が伸び悩んでいる原因については明らかでなく、今後の推移も含め引続き分析を行う必要がある。</p> <p>○エコアクション21について、認証・登録事業者数は順調に増加しており、目標の6,000社を達成した。前回に引き続き、進展の傾向にあるが、全体の中堅・中小企業数に占める割合は僅少であるため、より一層の普及促進が必要。</p> <p>○環境金融の取組は広がつつあるが、環境金融の拡大に向けてより一層の取組の普及・一般化が必要。</p> <p>○報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」において政策提言されたエコリソース促進事業と環境金融行動原則に関しては平成23年度に実現。</p>	<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場のグリーン化を進めるため、事業活動に環境配慮を組み込むための仕組みである環境経営システムを普及・発展させる。 ○環境対策に意欲的に取り組む事業者が社会から高く評価されたため、付加価値の高い環境情報の開示の仕組みを作る。 ○金融のグリーン化を進めるため、環境金融の推進を通じて、環境対策に意欲的に取り組む企業にお金が集まる仕組みを作る。 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エコアクション21の信頼性向上と環境経営の普及促進のため適切な指導助言を行っていく。 ○開示される環境情報の付加価値を向上させるため、利用される環境情報の特定と情報の質の向上や比較可能性・信頼性の確保などを検討し、環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインの改訂を行う。 ○環境報告書の記載事項充実のための検討や、環境報告書の記載事項等に関する手引き等を通じた環境配慮促進法の確実な実施、環境報告書作成の一層の促進と、利用促進のための施策を検討していく。 ○「環境と金融の専門委員会」での結果報告を踏まえ、社会的責任投資や環境格付融資など、環境金融のより一層の促進を図る。 ○引き続き、循環型社会ビジネスを後押しする金融面での取組を促進する方策について検討する。
-----	---	---	---	--

				<p>○平成 23 年 6 月から家庭・事業者向けエココース促進事業を開始した。</p> <p>○平成 23 年 10 月に持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則が策定され 11 月より署名開始。</p>		
4 ④	関係者が市場メカニズムに基づき、循環型社会の形成に自主的に取り組むことを促すための経済的手法の効果等について検討します。	環境省	○国民が自主的に循環型社会づくりに取り組むことを促すため、経済的な手法、特にポイント付与制度について検討。	平成 22 年度は有識者から成る検討会において、3R 行動におけるポイント制度の促進のためのガイドラインを作成。 平成 23 年 6 月にポイント制度に関するシンポジウムを実施。	自治体、企業、NPO/NGO 等において取組は広がりつつあるが、より一層の普及が必要。	ガイドラインの周知、シンポジウム等の実施により自主的な取組の促進に努める。
4 ⑤	特に、循環型社会ビジネスの役割の一つとして、廃棄物等を適正に処理していくことも重要であることから、循環型社会ビジネスの振興のため廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続の合理化や法規制の徹底を図るとともに、第三者機関などによる格付や支援措置により優良業者をさらに育成育成することにより「悪質が良質を駆逐しない」環境を整備するとともに、適正なりサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収、優れたプラントや事業活動例を地域や学校での環境教育・環境学習の場として積極的に開放し、地域社会と一体となった廃棄物等の適正処理を推進します。	厚生労働省	○環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進 ・平成 16 年度に「エコプロダクツ大賞」制度創設。 環境負荷の低減に配慮した製品・サービス（「エコプロダクツ」）であって、すぐれた配慮が組み込まれたものを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図る事が目的である。 ・第 1 回から「エコプロダクツ大賞」を関係各省とともに後援し、その審査委員会委員に参画。厚生労働省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。	平成 16 年度以降、製薬企業等が開発したエコプロダクツに対し、 ・エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞 6 件が交付された。	製薬業界等においても着実に、エコプロダクツの更なる開発・普及への取組が進展していると思われる。	平成 24 年度以降も引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当省所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。

		環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手続きの合理化と規制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続きの合理化を図る ・産業廃棄物処理業等の許可に係る特例の制定及び廃棄物の適正処理を確保するための各種規制強化を図る。 	<p>廃掃法の改正により以下の制度改革を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度導入（H15年6月改正） ○ 産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書類備え付けの義務化を導入（H16年9月改正） ○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用の厳格化と悪質な処理業者への罰則を強化した。（H17年5月改正） ○ 石綿含有産業廃棄物等について処理基準の強化等の措置を講じた。（平成18年7月政令改正） ○ 優良な産業廃棄物処理業者について許可の有効期間を延長する特例制度を創設。（平成22年5月改正） ○ 不法投棄等に係る法人重課の罰則を強化した。（平成22年5月改正） ○ 産業廃棄物収集運搬業許可について、原則として政令市の許可を不要とする合理化措置を講じた。（平成22年12月政令改正） ○ 廃石綿等について処理基準の強化措置を講じた。（平成22年12月政令改正） 	<p>不法投棄等の不適正処理への対応として平成16年、17年、18年及び22年の廃棄物処理法及び廃棄物処理法施行令の改正を始めとして、各種規制の強化を図る一方で、各種手続きの合理化も着実に推進した。</p>	<p>平成15年度から22年度の制度改革事項が着実に実施されていくように諸策を講じていくとともに、23年度の施行に向けて準備する。</p>
		厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○生活衛生関係営業業者による環境配慮の取組の推進 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、業種毎に5年間の「振興指針」を定めているが、5年毎の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける 	<p>理容業、美容業、興業場営業、クリーニング業及び飲食店営業（すし店）の振興指針の全部改正（H21年2月）の際に、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付けた。</p>	<p>新たに5業種の振興指針に環境配慮に対するその時の最新の取組を盛り込み、生活衛生関係営業業者による環境配慮の取組の推進を図った。</p>	<p>引き続き、振興指針の全部改正の際には、その時の最新の環境配慮に対する取組を踏まえ、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。</p>
4 ⑥	また、エコタウン等での産業集積や企業間連携について支援を実施します。	経済産業省、環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○エコタウン事業の取り組み（再掲） それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（ソフト事業は平成16年度限りで廃止、ハード事業は平成17年度限りで廃止） 	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業の実施により、これまで26地域のエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を承認。 併せてプラン中の62中核リサイクル施設整備事業及びソフト事業に対し財政支援を実施（平成23年10月現在）。 ○環境省では、平成23年度において平成22年度補正事業と合わせて、既存静脈施設集積地域の高効率活用に資する動脈産業と静脈産業との有効な連携方策等に関する調査を実施。 	<p>自治体のエコタウン担当者、リサイクル行政担当者が集う全国エコタウン会議を経済産業省・環境省で共催し、エコタウン事業の新たな展開に向けて情報交換等を実施。</p>	<p>全国エコタウン会議等を開催し、情報交換の場をつくとともに、「エコタウンプラン」の承認等を通じて循環型社会形成を目指す。</p>

4 ⑦	また、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分のための設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講じます。	農林水産省	地域におけるバイオマス利活用の取組を促進するため、バイオマス利活用計画の策定や、バイオマス変換施設等の整備に対する補助を実施。	平成17年から平成22年度に、たい肥化施設やメタン発酵施設をはじめとするバイオマス変換施設を285か所整備。(平成23年3月時点) また、地域のバイオマス利活用を効果的に行うバイオマスタウン構想の公表数も318地区に増加。(平成23年4月時点)	バイオマスタウン構想の公表数は平成20年度の196地区から大きく増加しており、目標数(平成22年度に300地区)を達成した。	引き続き施策を推進し、循環型社会の形成を促進する。
		経済産業省	3Rに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、以下の措置を行う。 ○日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)からの低利融資。 ○3Rに資する設備の導入にあたり、固定資産税の軽減。 ○事業リスクが高く資金調達が困難なりサイクル設備の整備等に融資を行う民間金融機関等に対する利子補給。	○22年度低利融資の結果(単位:百万円) 日本政策金融公庫 ・中小企業事業74件 5,878 ・国民生活事業36件 587 ○22年度設備の固定資産税の軽減についての結果(減収額) (単位:百万円) 固定資産税 46 ※経済産業省関係のみ ○利子補給の実績(22年度) 件数:14件 金額:19,488千円 ※全て、日本政策投資銀行に補給金を交付。))	設備等の導入は進んでいるところであるが、引き続き支援策を講じる必要がある。	次年度要求においては、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。
4 ⑧	加えて、循環型社会ビジネスを後押しする金融面での環境配慮の評価手法の開発などその取組を促進する方策を検討します。	環境省	○中央環境審議会総合政策部会「環境と金融に関する専門委員会」の開催 平成21年7月より中央環境審議会の「環境と金融に関する専門委員会」において環境と金融のあり方について検討され、平成22年6月に取りまとめられた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」では、金融の環境に対する責任や具体的な4つの政策提言が行われた。	○平成23年6月から家庭・事業者向けエココース促進事業を開始した。 ○平成23年10月に持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則が策定され11月より署名開始。	○左記報告書において政策提言されたエココースと環境金融行動原則に関しては平成23年度に実現。	引き続き、循環型社会ビジネスを後押しする金融面での取組を促進する方策について検討する。
5 ①	最終処分場のひっ迫が依然として厳しい状況であり、さらに、資源制約により天然資源の消費抑制の必要性が高まっていることから、循環基本法に定める優先順位に基づき、排出者責任や拡大生産	厚生労働省	○水道事業における廃棄物・リサイクル対策の推進 「厚生労働省における環境配慮の方針」(平成16年6月決定、平成23年3月に直近の改正)において、浄水発生土の有効利用の推進について施策として位置づけている。	○再資源化率等の経年的な把握を行っている。 ○「水道技術管理者研修」「全国水道関係担当者会議」などの場を通じ、関係者への本施策に関する情報提供を行っている。	○平成21年7月に公表した「水道事業における環境対策の手引書(改訂版)」に係る情報提供を「水道技術管理者研修」「全国水道関係担当者会議」において積極的に行った。	経年的に把握した再資源化率等の情報及び手引きをもとに、引き続き、水道事業者に対して、廃棄物・リサイクル対策の推進に努めるよう指導等を行っていくこととする。

	<p>者責任の考え方を踏まえ、廃棄物等の発生抑制を最優先に進めるとともに、生活環境の保全、適正な循環の利用及び処分に向けた取組を一層推進します。</p>	<p>国土交通省</p> <p>○平成 20 年 4 月に策定された「建設リサイクル推進計画 2008」に示されている中間目標（平成 22 年）、計画の目標（平成 24 年度）、中期的目標（27 年）に向けて具体的施策の実施を進める。</p> <table border="1"> <tr> <td>目標値</td> <td>22 年度</td> <td>24 年度</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中間目標)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">＜再資源化率＞</td> </tr> <tr> <td>7スファルト・コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>75%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>80%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">＜再資源化等率＞</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>95%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>80%</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>85%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>93%</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>94%以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">＜排出量＞</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>220 万 t</td> <td>205 万 t</td> </tr> <tr> <td>175 万 t</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H17 比-25%)</td> <td>(H17 比-30%) (H17 比-40%)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">＜有効利用率＞</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>85%</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>90%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	目標値	22 年度	24 年度	27 年度				(中間目標)		＜再資源化率＞			7スファルト・コンクリート塊	98%以上	98%以上	コンクリート塊	98%以上	98%以上	建設発生木材	75%	77%	80%			＜再資源化等率＞			建設発生木材	95%	95%以上	95%以上			建設汚泥	80%	82%	85%			建設廃棄物全体	93%	94%	94%以上			＜排出量＞			建設混合廃棄物	220 万 t	205 万 t	175 万 t				(H17 比-25%)	(H17 比-30%) (H17 比-40%)	＜有効利用率＞			建設発生土	85%	87%	90%			<p>「建設リサイクル推進計画 2008」に基づく具体的施策を実施し、平成 22 年度の実施状況のフォローアップを行った。</p>	<p>平成 20 年 4 月に「建設リサイクル推進計画 2008」を策定し、具体的施策を実施しているところ。</p>	<p>「建設リサイクル推進計画 2008」に基づく具体的施策の実施と実施状況のフォローアップを行っていく。</p>
目標値	22 年度	24 年度																																																																					
27 年度																																																																							
	(中間目標)																																																																						
＜再資源化率＞																																																																							
7スファルト・コンクリート塊	98%以上	98%以上																																																																					
コンクリート塊	98%以上	98%以上																																																																					
建設発生木材	75%	77%																																																																					
80%																																																																							
＜再資源化等率＞																																																																							
建設発生木材	95%	95%以上																																																																					
95%以上																																																																							
建設汚泥	80%	82%																																																																					
85%																																																																							
建設廃棄物全体	93%	94%																																																																					
94%以上																																																																							
＜排出量＞																																																																							
建設混合廃棄物	220 万 t	205 万 t																																																																					
175 万 t																																																																							
	(H17 比-25%)	(H17 比-30%) (H17 比-40%)																																																																					
＜有効利用率＞																																																																							
建設発生土	85%	87%																																																																					
90%																																																																							
	<p>省 国土交通省、環境</p>	<p>○建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事で、特に直轄事業において先導的にリサイクルを推進。平成 20 年 4 月に策定された「建設リサイクル推進計画 2008 (国土交通省)」に示されている目標値（平成 24 年度）を目指す。</p>	<p>全国ブロック毎に地方整備局、地方農政局、都道府県、公団等で組織する地方建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報収集・交換等を実施。</p>	<p>地方建設副産物対策連絡協議会において、講習会や説明会を開催し、関係者に対して情報提供等を行った。</p>	<p>建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。</p>																																																																		
<p>5 ②</p>	<p>このため、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に向け、国際的な整合性の観点を踏まえつつ、製品の特性に応じたライフサイクルを考慮した設計・製造を推進するなど、廃棄物等の発生抑制につながる上流対策等の一層の充実を主眼に、主体間の連携</p>	<p>○資源有効利用促進法に係る施策の充実・強化。</p>	<p>産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループを立ち上げ、平成 20 年 1 月に今後の資源循環社会の構築に向けた新たな 3R 政策ビジョンの提言に関する報告書を取りまとめた。</p>	<p>報告書の提言に基づき、3R 配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による 3R に関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。</p>	<p>引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R 配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p>																																																																		

や適切な役割分担、適正かつ公平な費用負担やシステム全体での効率化などの観点も踏まえ、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化を図ります。

<p>経済産業省、環境省</p>	<p>○容器包装リサイクル法に係る施策の充実・強化。</p>	<p>容器包装リサイクル法の適正かつ公平な費用負担の徹底を強化するため、平成18年12月から、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則を強化した。また、平成19年4月1日には、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置が施行され、小売業者は、国が定めた判断基準に基づき自ら目標を設定し容器包装の使用合理化に取り組むとともに、50トン以上の容器包装を使用する事業者（容器包装多量利用事業者）については報告が義務付けられた。</p>	<p>法改正により導入された排出抑制促進措置により、レジ袋の有料化や簡易包装の推進等の取組が全国的に広がってきているところ。</p>	<p>引き続き、法律を適正に執行すると共に、排出抑制促進措置の効果を把握し、必要に応じて評価を行う。</p>
<p>環境省</p>	<p>(再掲) ○リデュース、リユース推進の取組として、レジ袋削減の先進的な取組等を全国に情報発信することや、先駆的な地域の容器包装削減の取組への支援などを強化している。また、リユース品に対する消費者の意識調査やリユース事例調査等を通じて、更なるリユースの推進方策を検討している。</p>	<p>平成21年10月に富山県と共催で「ノーレジ袋推進全国フォーラム in TOYAMA」を開催し、レジ袋削減に係る各地の取組や課題等について全国に情報発信を行った。また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各主体の連携による先進的な取組について、モデル事業として支援し、その効果を検証し全国へ紹介することで、広範な取組を促進させている。平成21年度はリユース容器・通い容器を利用した総菜の量り売り実証支援など2Rを中心に7件の事業を全国から採択し、支援を行った。そのほか、平成22年6月より、使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」を展開し、イベントにおける普及啓発活動や大学での実証実験、Webサイトによる情報発信等を行っている。平成23年2月に「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」を設置しびんリユースの促進方策等について検討した。同年10月からは地域内でびんリユースの促進を図る実証事業を全国4カ所で開催している。また、平成23年度では、適正なリユースの受け皿となる事業者等の優良化に向けた検討に加え、リユース業者と連携した市区町村のリユースモデル事業を実施している。</p>	<p>レジ袋削減の次の取組として「マイボトル・マイカップキャンペーン」やびんリユースの促進に係る取組を新たに展開し、更なる容器包装廃棄物の削減を目指している。また、リユース品に対する消費者の意識調査やリユース事例調査等を通じて、更なるリユースの推進方策を検討している。</p>	<p>リデュース、リユースの推進に向けて、先進事例を随時周知するとともに、先駆的な取組について実証事業等を行い、一層の普及を図る。</p>

環境省、 経済産業省	<p>○家電リサイクル法に係る施策の充実・強化。</p>	<p>○平成 20 年 12 月に同法施行令を改正し、平成 21 年 4 月 1 日より、製造業者等に再商品化等を義務付ける対象機器として、液晶テレビ（携帯テレビ等を除く。）・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに再商品化等の基準の見直しを行ったところ。</p> <p>○家電 4 品目の回収台数は順調に推移しており、施行は着実に定着している。</p> <p>・過去 5 年間の廃家電 4 品目の回収台数</p> <p>平成 18 年度 1,162 万台 平成 19 年度 1,211 万台 平成 20 年度 1,290 万台 平成 21 年度 1,879 万台 平成 22 年度 2,770 万台</p> <p>・平成 22 年度の再商品化実績（カッコ内は法定再商品化率）</p> <p>エアコン 88% (70%以上) ブラウン管テレビ 85% (55%以上) 液晶・プラズマテレビ 79% (50%以上) 冷蔵庫及び冷凍庫 76% (60%以上) 洗濯機及び衣類乾燥機 86% (65%以上)</p>	<p>家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電 4 品目の回収台数は増加し、制度は順調に施行されていると考えられる。特に平成 22 年度はエコポイント等の影響もあり回収台数が大きく増加した。</p>	<p>引き続き、家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合報告書の内容を踏まえた施策の具体化に取り組んでいく。</p>
農林水産省、 経済産業省、 環境省	<p>○食品リサイクル法に係る施策の充実・強化（再掲）</p> <p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の実施率（平成 21 年度実績）</p> <p>食品製造業 93%（前年度 93%） 食品卸売業 58%（前年度 59%） 食品小売業 36%（前年度 37%） 外食産業 16%（前年度 13%） 食品産業合計 81%（前年度 79%）</p> <p>○平成 19 年 6 月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成 23 年 10 月末現在で計 33 件が認定されている。</p>	<p>再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。</p> <p>再生利用事業計画の認定については、ほぼ毎月新たな認定実績が生まれており、順調に制度が活用されていると認識される。</p>	<p>資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。そのためには、</p> <p>①食品廃棄物等の発生抑制の目標値の策定</p> <p>②食品関連事業者による食品リサイクル・ループ構築の取組や飼料肥料化設備導入の推進等に取り組んでいく。</p>

<p>5 ③</p>	<p>加えて、経済的なインセンティブを活用した取組として、広がりを見せている一般廃棄物処理の有料化の取組については、一般廃棄物処理有料化の手引きの普及等により、その全国的な導入を推進します。 また、一般廃棄物会計基準や一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示した指針の普及を進めることで、家庭ごみの再資源化や廃棄物発電等のエネルギー回収の徹底に向けた市町村の分別収集や適正処分の段階的な高度化を推進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>ごみの排出量がここ数年微減減少であるものの、依然として高水準で推移していることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一部として、市町村におけるごみ処理の有料化の導入の促進策について検討を行った。平成23年度からは、「廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業」において、有料化の手引きの発出等によるごみ削減効果等を取りまとめる。</p>	<p>環境省では平成19年6月に、①「一般廃棄物会計基準」、②「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を取りまとめ、さらに平成20年6月にごみ処理基本計画策定指針(以下「策定指針」という。)を改定し、市町村が廃棄物処理事業を3R化するための具体的な指針を提示したところである。</p> <p>平成21年度は会計基準に基づく財務書類作成を行う地方公共団体を支援するため、財務書類作成支援ツールの課題をとりまとめ、作業性の向上等の改良を行った。また、質問受付窓口の開設等を行った。</p> <p>平成22年度も引き続き質問受付窓口を開設した他、市町村が一般廃棄物会計基準を導入する際に現地指導等の支援を行った。</p>		<p>今後も、一般廃棄物処理の高度化を推進するため、有料化の手引き等の更なる普及に努め、必要があれば有料化の手引き等の改訂を行う。</p>
<p>5 ④</p>	<p>製造工程や製品に使用される有害物質については、日常生活への影響の大きさに照らし、国際的な動向も踏まえながら、その使用量を極力低減しようとする自主的取組の促進やその管理・情報提供を促す仕組みを整備します。加えて、廃棄物等の有害性の評価をはじめ、廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響等の調査研究、適正処理技術の開発や普及等を実施します。 アスベストやPCB等、有害性や処理の困難性に照らして特別の対応が必要な物質については、その時々の科学的知見を最大限に活用しつつ、社会コスト低減の観点を踏まえ、無害化を徹底するなど適正処理の仕組みの充実を図ります。</p>	<p>農林水産省、環境省</p>	<p>○「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえた我が国の国内実施計画の履行のため都道府県の責任において実施する埋設農薬の管理、掘削・回収及び処理の際の処理計画の策定及び周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施。</p> <p>○都道府県の責任において管理及び処理等を実施している埋設農薬の管理状況等を把握するため、平成23年2月に都道府県に管理状況等を確認。</p>	<p>「消費・安全対策交付金（農薬の適正使用等の総合的な推進）」（交付金）の一部として、埋設農薬の管理、掘削・回収及び処理の際の処理計画の策定及び周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施した。</p> <p>埋設農薬について、平成20年4月の調査で確認された約4,400tのうち、約4,000tの埋設農薬が無害化処理されたことを確認した。（平成23年2月）</p>	<p>都道府県の責任において実施する埋設農薬の処理等の際の処理計画の策定及び周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を行うことにより、埋設農薬の適正処理等の着実な取組を引き続き支援している。</p>	<p>引き続き、都道府県が実施する埋設農薬の掘削・回収及び処理が着実に進むよう支援等を行っていくとともに、4年ごとに開催される「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」締約国会議で日本の管理状況を報告するため、各都道府県における管理・処理等状況の把握を行っていくこととする。</p>

5 ⑤	経済産業省、環境省	<p>○自動車リサイクルに係る新たなリサイクルシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に関する検討の実施。 	<p>○バッテリー回収・リサイクルシステムの再構築のため、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等についての検討会（専門委員会）を、産業構造審議会及び中央環境審議会に設けて合同で議論を進め、報告書（案）に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて報告書の取りまとめを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施時期：平成17年8月11日～9月12日 ・報告書の公表時期：平成17年12月27日 <p>○報告書の概要：再構築に向け、実効性を確保するための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定するとともに、自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定（同法政令） ・リサイクルの実施主体を規定（同法省令） ・バッテリー製造事業者及び輸入者 ・バッテリー使用機器製造事業者及び輸入者 	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会の合同部会によって審議された報告書（案）に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて報告書の取りまとめを行った。</p>	<p>関係各事業者による自主取組についての実務的検討をはじめ、改省令改正の実施等、制度実施に向け必要な措置を講ずる。</p>
	国土交通省	<p>○FRP 船リサイクル関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「FRP 船リサイクルシステム」の認知度向上のための周知広報を実施する。 ・「FRP 船リサイクルシステム」の安定的な運用のための利用促進に向けた検討等を行う。 	<p>○平成17年11月から一部地域において運用が開始され、平成20年度より全国47都道府県において本格運用が開始された「FRP 船リサイクルシステム」について、普及促進のために周知広報等の実施によるサポートを行った。</p> <p>○全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃FRP船対策やFRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施した。</p>	<p>全国展開が開始された「FRP 船リサイクルシステム」について、当該システムの安定的な運用のための利用促進に向けた検討及びシステムの周知等が必要である。</p>	<p>○FRP 船リサイクルシステムの普及促進を図るために、関係業界及び地方自治体と協力して積極的に周知広報を実施するとともに利便性の向上を図る。</p> <p>○経済的・効率的で持続的なFRP 船リサイクルシステムとするための検討及び評価を行い、システムの改善や新たな処理技術の取り入れ等の検討を行う。</p>

環境省	<p>○石綿含有廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含む廃棄物は、有害性を有するとともに、建築物の解体等の増加により大量に発生することから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、最終処分場への埋立に限られていたのが現状である。しかし、今後大量に発生することが予想される石綿含有廃棄物の埋立以外の新たな処分ルートを確保するため、平成18年2月の廃掃法改正により、石綿が含まれている廃棄物について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置に係る都道府県知事の許可を不要とする制度を創設。 ・廃掃法令等の改正により石綿含有廃棄物について処理基準の強化等の措置を講じた。 	<p>○平成22年度、2件の石綿無害化処理施設について認定を行い、廃石綿等の無害化処理が開始されたところ。(平成23年度は認定数0件(平成23年11月現在))</p> <p>○石綿無害化処理施設の設置を予定する事業者に対しては、有識者らによる技術的な助言を行い、認定取得に向けた取り組みを支援している。</p>		<p>○より安心感のある処理をすすめるため、今後とも石綿に係る無害化処理を推進する。</p>
-----	--	---	--	--

<p>環境省</p>	<p>市町村において処理することが困難な廃棄物（適正処理困難廃棄物）に関して、関係者の適切な役割分担のもとで、適切な処理体制が構築されるよう検討を進めている。</p>	<p>○市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望が多かったスプリングマットレスやエアゾール缶について市町村、関係業界及び関係省庁と検討を行った。</p> <p>○エアゾール缶については、関係業界が充てん物を容易に排出できる中身排出機構を装着した製品への転換を進めるとともに、関係業界、市町村が中身排出機構についての周知を図り、充てん物の入った缶が排出されないよう努めることとしている。</p> <p>○廃消火器については、平成 17 年 9 月に広域認定の品目として追加し、9 社の認定を行ったのち、平成 21 年 12 月からは、消火器の製造業者による業界団体である社団法人日本消火器工業会により広域処理を行っている。</p> <p>○廃 FRP 船については、平成 17 年 9 月に広域認定の品目として追加し、平成 17 年 11 月から FRP 船の製造事業者を中心とする業界団体である社団法人日本舟艇工業会により、一部地域での処理が始まり、平成 19 年 7 月から全国での広域処理が行われている。</p> <p>○既に広域認定の品目としている廃二輪自動車については、現在までに 17 件の認定を行っており、広域処理が定着している。また、廃密閉型電池、廃開放型蓄電池については、平成 21 年度末時点において 3 者の認定を行っている。</p> <p>○廃火薬類については、平成 19 年 3 月に広域認定の品目として追加し、平成 19 年 3 月から業界団体である社団法人日本火薬鉄砲商組合連合会により処理を行っている。</p>	<p>平成 22 年度末時点で、①廃スプリングマットレス、②廃パーソナルコンピュータ、③廃密閉型蓄電池、④廃開放型鉛蓄電池、⑤廃二輪自動車、⑥廃 FRP 船、⑦廃消火器、⑧廃火薬類、⑨廃印刷機、⑩廃携帯電話用装置を広域認定の対象品目にし、適正処理困難廃棄物の処理体制構築を含めた製造事業者等によるリサイクルを着実に推進している。</p> <p>エアゾール缶については、平成 22 年度時点で約 98%の製品が、中身排出機構を装着した製品へ転換された。</p>	<p>○スプリングマットレスについては、排出・処理状況に関する調査結果等をもとに、引き続き市町村、関係業界及び関係省庁とともに、適切な処理体制の在り方について検討を行っていく。</p> <p>○エアゾール缶については、経済産業省と協力・連携し、消費者に対してガス抜きキャップ（中身排出機構）を使用し中身を出し切ってから排出することの情報提供に取り組む。</p>
------------	---	--	---	--

<p>5 ⑥</p>	<p>加えて、循環型社会の形成を図る上で必要不可欠な廃棄物等の適正処理の確保に向け、積極的な情報公開や地域住民との対話の推進を図りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応を推進します。 具体的には、廃棄物等の循環的な利用や処分のための施設については、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービスの提供(PFI(Private Finance Initiative))の手法など様々な手法を活用しつつ整備を促進します。 特に、適正な循環的な利用及び処分を高度に行うため、廃棄物等の性状や物流に応じた効率的かつ集積的な整備の誘導策を講じていきます。</p>	<p>環境省</p>	<p>○循環型社会形成推進交付金（再掲） 廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル関連施設、エネルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、交付金による支援を行っている。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進され、最終処分場の残余年数の向上や発電能力向上等に繋がっている。</p> <p>(リサイクル率) H17:19.0% H18:19.6% H19:20.3% H20:20.3% H21:20.5%</p> <p>(発電能力) H17:1,512MW H18:1,590MW H19:1,603MW H20:1,615MW H21:1,673MW</p> <p>(最終処分場残余年数) H17:14.8年 H18:15.6年 H19:15.7年 H20:18.0年 H21:18.7年</p>	<p>発電能力、最終処分場残余年数ともに、第4回フォローアップ（H17の数値）から今回フォローアップ（H21の数値）の間に着実な向上がみられ、本施策による取組が進展しているものの、リサイクル率については近年横ばい傾向となっている。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進されている。 今後も、引き続き、合理的かつ効果的な施設整備を進める必要がある。</p>
<p>5 ⑦</p>	<p>また、最終処分場などについては、残余容量の予測を行いつつ、引き続きその整備や埋立て容量の再生の検討を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>○最終処分場の整備の促進</p>	<p>最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、排水処理施設等）の整備促進及び埋立ての円滑な実施を図っている。大阪湾フェニックス計画に基づいて近畿2府4県内の168市町村から排出される廃棄物を尼崎沖処分場、泉大津沖処分場、神戸沖処分場、大阪沖埋立処分場において受入れている。平成13年度末には尼崎沖及び泉大津沖処分場の管理型区画は埋立が完了し、平成13年12月から神戸沖処分場で廃棄物の受入を開始した。さらに現在、大阪沖処分場の建設が平成21年7月に完了し、平成21年10月から廃棄物の受入を開始した。</p>		<p>都府県の区域を越えた広域的な対応については、地域において、廃棄物の減量化や適正な循環的利用を徹底しつつ、広域処理場の適正な維持・運営を推進していく。</p>

		国土交通省、環境省	内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れるため、計画的な海面処分場の整備を行う。	大都市圏を中心に、内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾空間の秩序ある利用を行うため、物流等の港湾利用との調整を図り、廃棄物海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成23年3月現在）を対象とした広域処理場の整備を推進する（大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪湾フェニックス計画）。 ・海面処分場の残余年数 H18年度末 約6年 H19年度末 約6年 H20年度末 約7年 H21年度末 約7年 H22年度末 約7年	全国の港湾で廃棄物埋立護岸の整備が行われている。	廃棄物埋立護岸の整備を行うなど、今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。
5 ⑧	特に、残余容量のひっ迫が著しい産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者の責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、管理型を基本とした安全かつ適正な最終処分場を確保します。	環境省	公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針では、産業廃棄物の最終処分場について、平成27年度において、要最終処分量の10年分程度を確保できるように整備することを目標としている。	平成21年度及び平成22年度においては、それぞれ3事業者（財団法人）が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して国庫補助を行った。	地域における公共関与の産業廃棄物処理施設整備のニーズに的確に対応し、産業廃棄物の適正処理を推進した。 再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で、最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られ、特に大都市圏において依然として最終処分場がひっ迫している状況が続いている。	引き続きモデル的な設備を支援することにより、今後の模範となる産業廃棄物処理施設の推進及び不適正処理の防止を図ることとする。
5 ⑨	また、陸上で発生する廃棄物については、平成19年4月から、海洋投入処分が原則禁止されたことを踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図ります。	環境省	ロンドン条約1996年議定書の締結に伴い改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。）に基づき、平成19年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を行う。	海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。平成21年度の海洋投入処分量は208万トンで、前年度より減少している。	海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量のより一層の削減に取り組んでいる。	国際的にみても依然として我が国の海洋投入処分量が多い状況を踏まえ、より一層の削減に向けた方策の検討を行なう。
5 ⑩	さらに、リユースやリサイクルを含めた廃棄物等の運搬に係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、バイオ燃料などを利用した収集運搬車やトラックによる輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において環境に配慮された鉄道や海運を積極的に活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。	国土交通省	○静脈物流システムの構築(2)（再掲） ・平成23年度新規施策として、環境負荷が小さい鉄道、船舶へ輸送手段の転換（モーダルシフト）を図り、かつCO2排出削減効果が高い事業に対し支援を行う制度を創設。	平成23年度において、モーダルシフトを行い、産業廃棄物等を輸送する事業に対し支援を実施予定。	平成23年度新規事業	引き続き、環境負荷が小さい鉄道、船舶へ輸送手段を転換する事業（モーダルシフト）に対し支援を実施していく。

<p>5 ⑪</p>	<p>このほか、不法投棄の防止については、廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化を徹底し、平成 22 年度までに電子マニフェスト利用割合を 50%へ拡大することを目指します。 また、大規模不法投棄事案を撲滅することを当面の目標と定めた「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、国民、事業者、地方公共団体、国等の各主体が一体となって、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」等を通じた普及啓発活動や監視活動等によって不法投棄の未然防止に向けた施策の着実な推進を図るとともに、万が一、不法な処分がなされた場合には、適切かつ迅速な原状回復の推進を図ります。</p>	<p>環境省</p>	<p>○ 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、平成 19 年度より毎年度、国民、事業者、地方公共団体、国等の各主体が一体となって、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」（毎年 5 月 30 日（ごみゼロの日）から 6 月 5 日（環境の日））を中心として、普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした「全国ごみ不法投棄撲滅運動」を実施している。 また、その他、IT の活用、現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等を行っている。</p> <p>○ 不法投棄等の残存事案対策については、平成 9 年廃棄物処理法改正法の施行（平成 10 年 6 月 17 日）前に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対して産廃特措法に基づく財政支援を行っている。 また、平成 9 年廃棄物処理法改正法の施行（平成 10 年 6 月 17 日）以降に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、廃棄物処理法に基づく財政支援を行っている。</p>	<p>○ ブロック会議を開催する等、各地方環境事務所管内の都道府県等との不法投棄等防止ネットワークの構築を行った。また、国と都道府県等が連携し、監視活動や清掃活動等、「全国ごみ不法投棄撲滅運動」を実施した。</p> <p>○ 平成 22 年度末までに、香川県豊島事案等計 13 事案について、産廃特措法に基づき県市が定めた実施計画に対して環境大臣が同意した。また、平成 22 年度末までに、計 77 事案について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。</p>	<p>○ 平成 19 年度から 5 月 30 日から 6 月 5 日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、未然防止・拡大防止対策に重点をおいた「全国ごみ不法投棄撲滅運動」を実施する等、不法投棄等対策を強化している。 しかしながら、不法投棄等事案は減少しているが、いまだ撲滅には至っていないため、引き続き施策の強化、充実を図っていく。</p> <p>○ 平成 22 年度には、香川県豊島事案等 9 事案において産廃特措法に基づく特定支障除去等事業が実施され、これらに対して国が財政支援を行った。また、静岡県御前崎事案等について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。</p>	<p>○ 産廃特措法については平成 24 年度末が期限となっている。また、廃棄物処理法に基づく支援については、産業界からの出えんについて、理解と協力を引き続き確保する必要がある。このため、全国の残存事案の支障の状況等についての詳細調査結果を踏まえ、残存事案への今後の対応や今後の財政支援の在り方について検討を進めていく必要がある。</p>
----------------	---	------------	---	--	---	---

<p>5 ⑫</p>	<p>災害廃棄物については、迅速かつ適正に処理できるよう、被災した地方公共団体に対する支援などを実施し、円滑な復興を図ります。</p>	<p>環境省</p>	<p>災害に伴い発生した廃棄物の処理を市町村等が行う場合、当該処理費用の1/2を災害等廃棄物処理事業費補助金により支援する。</p> <p>東日本大震災による災害廃棄物の処理事業については補助率の高上げ、補助対象範囲の拡充を行い、手厚く支援している。</p> <p>また、地方公共団体が、震災や水害に伴う災害廃棄物の処理計画を策定する場合の参考となるよう、「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」を示している。</p>	<p>平成21年度には、中国・九州北部豪雨や台風などの被害により25市町が実施した災害廃棄物の処理事業に対し処理費用の1/2を支援した。</p> <p>平成22年度には、豪雨や台風などの被害により市町村等が実施する災害廃棄物の処理事業に対し処理費用の1/2を支援した。</p> <p>平成23年度においても、豪雨や台風などの被害により市町村等が実施する災害廃棄物の処理事業に対し処理費用の1/2を支援することとしている。</p> <p>東日本大震災による災害廃棄物の処理事業に対する補助金の平成23年11月14日時点の執行状況について、概算交付に係る書類の提出があった54の地方自治体のうち52の地方自治体については概算払い額を3,166億円と確定し、うち47の地方自治体について概算払い事務手続きが完了している。</p> <p>また、市町村における震災廃棄物処理計画及び水害廃棄物処理計画の策定状況は、それぞれ約72%及び約68%であり、未策定の市町村については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っている。</p>	<p>被災した市町村が、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、円滑な復興が図られるよう災害等廃棄物処理事業費補助金により支援している。</p> <p>また、災害廃棄物の処理計画が未策定の地方公共団体については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っている。</p>	<p>被災地における応急・復興対策を円滑に進める上で、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要であることから、引き続き災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を支援していく。</p> <p>また、災害廃棄物の処理計画が未策定の地方公共団体については、速やかに計画を策定するよう、引き続き指導、助言を行っていく。</p>
----------------	---	------------	---	---	---	---

<p>5 ⑬</p>	<p>また、大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に対する支援等、被害が著しい地域での施策を着実に実施します。さらに、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ゴミ等の回収を行います。</p>	<p>農林水産省、国土交通省、環境省</p>	<p>○都道府県が設置する地域グリーンニューデール基金への補助金により、都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を実施した。</p> <p>○海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したゴミの処理を市町村等が行う場合、当該処理費用の1/2を災害等廃棄物処理事業費補助金により支援する。</p> <p>○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものとされる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する。</p> <p>○漂流ゴミ等の回収 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域において、海面に漂流する流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収を行っている。</p>	<p>○36 都道府県に総額約 60 億円を配分した。順次各都道府県において地域計画の策定、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策等の取組が進められている。</p> <p>○海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針が平成 22 年 3 月 30 日閣議決定された。</p> <p>○平成 21 年度に福岡県芦屋町が漂着ゴミの処理事業を実施したため、処理費用の1/2を支援した。</p> <p>○平成 20 年度に海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。 平成 22 年度には、静岡県伊東港海岸（台風 9 号）及び佐賀県の川副海岸他（梅雨前線による豪雨）、平成 23 年度には、島根県の大社漁港海岸、湊原海岸（停滞前線による豪雨）及び京都府の神崎海岸、由良海岸（台風 2 号）においてそれぞれ漂着流木の処理対策を実施したため、処理費用の1/2を支援した。</p> <p>○左記東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域で毎年、約 6,000 m³程の漂流ゴミの回収を行っている。</p>	<p>○大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に対する支援が強化された。</p> <p>○漂流ゴミについては船舶の航行に支障を来すことから、引き続き回収を実施していく。</p>	<p>○海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物対策推進会議等を通じて、関係省庁と連携を図りながら、海岸漂着物対策の一層の推進に努める。</p> <p>○事業制度周知や活用のための取組の実施。</p> <p>○漂流ゴミの早期発見等、漂流ゴミ回収の効率化に向けた技術開発の実施。</p>
----------------	--	------------------------	--	---	--	---

6 ①	<p>これまで廃棄物のリサイクル、エネルギー回収及び処理に関する技術とシステムは、ダイオキシン類問題など廃棄物処理にかかわる問題の解決を主眼に、主としてリサイクル、処理の個々のプロセスにおける要素技術の開発・実用化やリサイクル・処理システムの構築が行われてきました。</p> <p>その後インバース・マニュファクチャリングが提唱され、個別リサイクル法等の3R 関連法制度等の浸透に伴い、現在では、異なるプロセス間での副産物の融通や素材産業における循環資源の原材料・エネルギー利用を通じた産業間連携、さらにはDfE に見られる3R を考慮したものづくりが着実に進み、3R を目指す取組は、製品ライフサイクル全体、あるいはサプライチェーン全体に広がり始めています。</p> <p>今後は、レアメタル等の資源制約や最終処分量最小化の要請の高まりに加え、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組との統合という観点から、製品ライフサイクル全体、サプライチェーン全体にわたる一貫した3R を目指す取組を加速化、高度化し、科学技術立国としての我が国を支える3R の技術とシステムとして構築し、我が国の環境力を世界に発信できるようにしていくことが求められています。</p> <p>このため、製品ライフサイクル、サプライチェーンの観点からの3R の技術・システムの研究開発、実用化、ビジネスモデルの開発及び事業化を積極的に推進していく必要があります。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>(再掲) 3R 配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3R に関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R 環境配慮情報提供事業という)</p>	<p>製品3R 環境配慮情報提供事業については、製品の3R 配慮情報を消費者に提供するための評価指標を検討している。平成21年度からは、国際動向を注視しつつ、国際標準化を視野に入れた評価指標の検討を行っているところ。</p>	<p>製品3R 環境配慮情報提供事業については、製品の3R 配慮情報を消費者に提供するための評価指標の検討や、国際動向の調査を行った。</p>	<p>平成23年度における製品3R 環境配慮情報提供事業については、引き続き国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p>
		<p>経済産業省</p>	<p>製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3R システムの高度化を図るために必要な措置に関する検討の実施。</p>	<p>平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3R システム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行った。</p> <p>本取りまとめを踏まえて、資源有効利用促進法政省令の改正を行い、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報提供措置の義務付けを行った。(平成18年7月1日施行)</p>	<p>製品3R 高度化ワーキンググループにおいて、製品3R の高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行い、資源有効利用促進法政省令の改正を行ったところ。</p>	<p>3R 配慮設計・製造を推進するため、資源再利用指標といった製品の新たな評価軸等の統一化を図るための規格作成に向けた対応等を産業界と連携しつつ積極的に行っていく。</p>

<p>6 ②</p>	<p>ものづくりの段階においては、有害性やレアメタル等の希少性の高さといった観点からの優先順位を考慮し、製品の機能・特質に応じて、DfE製品の設計・製造の技術・システムの高度化を推進します。</p> <p>具体的には、製品・建築物の長寿命化等によるリデュース、サプライチェーン企業間の連携を通じた製造工程から発生する副産物のリデュース、製品・部品のリユース、リサイクル、エネルギー回収及び適正処分並びに有害物質等による環境負荷の低減に考慮した素材選択、設計及び製造の取組を広げることにより、製品ライフサイクル、サプライチェーン全体で3Rやエネルギー回収等が実現するようなシステムづくりを推進します。</p> <p>複写機、家電製品及び自動車等個別製品ごとに見られる取組の高度化を進めるだけでなく、こうした取組の様々な製品への普及を推進します。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>(再掲)</p> <p>○3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R環境配慮情報提供事業という)</p> <p>○3R技術・システムの実用化、3R製品の市場化のため、排出量の多い品目・業種や処理困難物・希少物質を中心に3Rシステムの実証・市場化対策に関する調査を実施した。(以下、3Rシステム化可能性調査事業という)</p>	<p>○製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報を消費者に提供するための評価指標を検討している。平成21年度からは、国際動向を注視しつつ、国際標準化を視野に入れた評価指標の検討を行っているところ。</p> <p>○平成20年度においては、8つのテーマに関してFS調査を実施。平成21年度においては、5つのテーマに関してFS調査を実施。平成22年度においては、4つのテーマに関してFS調査を実施。</p>	<p>○製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報を消費者に提供するための評価指標の検討や、国際動向の調査を行った。</p> <p>○FS調査を実施することにより、製品製造事業者による自主的な3Rシステムの構築が行われる等、3Rの推進に寄与している。</p>	<p>○平成23年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p>
----------------	---	--------------	--	--	---	--

<p>6 ③</p>	<p>製品が廃棄・使用済みとなり循環的利用及び適正処分される段階においては、製品リユース・部品リユース、材料リサイクル、原料リサイクル、エネルギー回収・利用及び適正処分が階層的に実施されるようにすることが求められます。 このため、まず多段階のリユース、リサイクル技術・システムの高度化を推進します。具体的には、DfE 製品の設計・製造と連携して、リユース、リサイクル工程における解体、選別、洗浄、分離等の要素技術の高度化、低コスト化やリユース製品・部品及びリサイクル原材料として利用する観点からの品質管理技術の開発・適用及び個々の技術を組み合わせたシステムの開発を推進します。 こうした技術の高度化、低コスト化等の取組を通じ、例えば、家電製品で見られるプラスチックの製品から製品への水平リサイクルのような高度なりサイクルを一層推進します。</p>	<p>経済産業省、総務省、環境省</p>	<p>○携帯電話や小型家電に対する取組</p>	<p>○携帯電話や小型家電については、平成 20 年度より、「使用済小型家電からのレアメタル回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、使用済製品からのレアメタルの回収及び適正処理に関する方策の検討等を行った。そのとりまとめ結果をふまえ、平成 23 年 2 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会にて小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会を設置し、検討しているところ。</p> <p>○「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会」において、資源確保の観点から、レアメタル等を含む主要製品全般を横断的に対象として、レアメタル等のリサイクルに係る最適な対応策について検討を開始したところ。</p> <p>○携帯電話については、平成 21 年度にイベント等で、使用済携帯電話の回収の呼びかけを行った。また、回収拠点の拡大やインセンティブ付与の有効性等を検証する実証事業を実施し、インセンティブの付与に伴う一定の効果を確認するとともに、今後の事業継続可能性を検討した。平成 23 年 7 月に携帯電話の自主回収を行っている者を中心に、携帯電話リサイクル推進協議会が設立され、回収・リサイクルを推進している。</p>	<p>○これまでの研究会の成果を踏まえ、リサイクルシステムの経済性を評価し、リサイクルシステム構築に向けた検討を行い、平成 23 年 4 月に最終報告書を取りまとめた。</p> <p>○携帯電話については、平成 21 年度に実施した回収実証事業の結果等を踏まえ、また平成 23 年 7 月に設立された携帯電話リサイクル推進協議会において回収台数の把握や効果的な周知方法、回収方法等を検討している。</p>	<p>○中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に設置された小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会における審議結果を踏まえ、小型家電のリサイクル制度の構築を図る。</p> <p>○産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会においては、回収量の確保や国内循環の促進及び技術開発といった様々な課題について検討を重ね、資源確保を念頭においたリサイクルシステムの構築を目指す。</p> <p>○携帯電話の効率的なりサイクル・システムの構築に当たっては、リサイクルに配慮した製品設計段階での取組、使用済み製品の回収促進等を総合的に進めるべきであり、そのため、資源有効利用促進法の活用必要性を含め、取組強化策について検討を進める。</p>
----------------	---	----------------------	-------------------------	---	--	--

<p>6 ④、 6 ⑤</p>	<p>また、素材産業等における原料利用と一体的なエネルギー利用に加え、それが行われない場合にもエネルギーの回収・利用がくまなく効率的に行われるよう、大規模から分散型までの高効率なエネルギー回収・利用システムの高度化を進めます。 具体的には、大規模な廃棄物発電の中低温廃熱の有効利用の事業化、中規模な廃棄物発電の高効率化技術の開発を推進するほか、エネルギーの地産・地消にもつながるような、系統電力と連携した自然エネルギーとも組み合わせ分散型のシステムの開発を推進します。 さらに、リユース、リサイクル、エネルギー回収されて残る廃棄物を処分する段階においては、安全・安心の質を損なわないより効率的な適正処分技術の開発・適用や最終処分場からの長期的な環境負荷を制御する観点から中間処理・最終処分技術の高度化を推進します。 また、既存の最終処分場の廃棄物をリサイクル、エネルギー回収し、残る廃棄物を機能強化した最終処分場に適正処分する最終処分場の再生システムの開発・適用を推進します。 このようなリユース、リサイクル、エネルギー回収・利用及び処分の各段階の取組に加え、循環的利用及び処分に伴う環境への負荷を低減する観点から技術・システムの高度化を進めます。 具体的には、DfE 製品の設計・製造とも連携した代替困難な有害物質の循環使用や分解・無害化による環境への排出制御及び温室効果ガスの排出抑制を図る技術・システムの開発・適用を推進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図るため、循環型社会形成推進科学研究費補助金により以下の事業を実施している。 ○循環型社会形成推進研究事業 ○次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業</p>	<p>廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を行った。 ○平成 19 年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 62 件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 5 件 ○平成 20 年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 74 件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 6 件 ○平成 21 年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 87 件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5 件 ○平成 22 年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 101 件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5 件 ○平成 23 年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 104 件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 9 件</p>	<p>廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を着実に実施した。 また、政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、3R の推進、アスベスト等有害廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスに関する研究等を重点テーマとして示し、これらの課題の積極的な採択を行った。 また、効率的な研究、技術開発を進めるため、環境省内の他の研究事業（環境研究総合推進費）と統合した。</p>	<p>平成 24 年度の公募にあたっては、特別枠として災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した処理技術・システムの研究を特別枠として、積極的に募集する。</p>
-----------------------------	---	------------	---	--	---	---

6 ⑥	また、再生可能なバイオマスを活用する技術・システムの高度化を戦略的に進めます。具体的には、バイオマスの素材利活用・エネルギー利活用技術の確立や地産地消等の効率的な利活用のシステムづくりを通じ、継続的に実施していくことのできるバイオマス利活用のシステムを構築し、その普及を推進します。	農林水産省	国産バイオマスエネルギーの利用促進を図り、地域の活性化に貢献するため、食料供給と両立する低コスト・高効率なバイオマス利用技術を開発する。	国産バイオマスエネルギーの利用促進を図り、地域の活性化に貢献するため、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマスマテリアルの製造技術の開発、藻類等のCO2高吸収バイオマスの利用技術の開発やバイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等に取り組んだ。	平成22年12月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」を踏まえ、2020年目標の達成に向けて、必要不可欠な課題に絞って研究開発を実施した。	「草本」、「木質」及び「微細藻類」バイオマスを対象に、地域の産業、生活に必要な燃料等として低コストで安定供給する技術等を開発し、新事業の創出につなげていく。
		農林水産省	未利用水産資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用した食品等への転換を図る技術の開発。また、水産加工残渣及び未利用水産資源を総合的に利活用するシステムの構築を検討する。	ヒトデ等の漁業生産阻害物等や海藻バイオマスから食品、バイオプラスチックや燃料等に転換するための、機能性リン脂質、オリゴ糖やアルギン酸等の有効成分の抽出技術の開発や水産加工残渣及び未利用水産資源を総合的に利活用するシステムの構築を検討した。	アブラソコムツの有効利用技術の開発については、魚醤・すり身の製品化等の成果が得られた。アブラソコムツ以外の未利用水産資源や海藻バイオマスからオリゴ糖等の有用成分を効率的に生産する技術開発や水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築については、当初計画通りに引き続き、取組を推進する。	海藻バイオマスからオリゴ糖を効率的に生産する技術開発と水産加工残渣を総合的に利活用するシステムの構築については引き続き取組を推進する。
6 ⑦、 6 ⑧	さらに、上記の3Rの技術・システムの効果を評価する技術及び個々の技術・システムと社会システムを統合し3R型の生産・消費システムを実践するための設計技術の開発を戦略的に推進します。こうした技術・システムの高度化を実現するために、次のような施策を実施します。まず、科学技術創造立国の実現を目指すという観点から、総合科学技術会議分野別推進戦略等に沿って研究・技術開発を強力に支援するとともに、産学官の連携や各府省の連携による基礎研究・応用研究のそれぞれにつき体系的でバランスのある研究を推進する体制を強化します。	環境省	(再掲) 廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図るため、循環型社会形成推進科学研究費補助金により以下の事業を実施している。 ○ 循環型社会形成推進研究事業 ○ 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業	廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を行った。 ○平成19年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 62件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 5件 ○平成20年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 74件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 6件 ○平成21年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 87件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5件 ○平成22年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 101件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 5件 ○平成23年度の採択課題 循環型社会形成推進科学研究事業 104件 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 9件	廃棄物の処理等、循環型社会形成の推進に資する研究や技術開発への支援を着実に実施した。 また、政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、3Rの推進、アスベスト等有害廃棄物の無害化処理、廃棄物系バイオマスに関する研究等を重点テーマとして示し、これらの課題の積極的な採択を行った。 また、効率的な研究、技術開発を進めるため、環境省内の他の研究事業と統合した。	平成24年度の公募にあたっては、特別枠として災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した処理技術・システムの研究を特別枠として、積極的に募集する。

6 ⑨	<p>また、研究・技術開発支援からモデル的事業に対する事業化支援、ビジネスモデルや地域モデル形成の支援を重層的に行っていきます。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>循環型経済社会システムを構築するため、2015年度までに、 ○資源生産性を約42万円/トに増加させる。 ○循環利用率を約14～15%に向上させる。 ○最終処分量を約23百万トに減少させることを目標とし、3R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発をパッケージ化し、3Rプログラムとして体系的に実施。</p>	<p>○平成20年度は、携帯電話等の使用済み製品からレアメタル等の抽出を可能とする技術開発等を実施（全4プロジェクト）。 ○平成21年度は、使用済み製品からのレアメタル抽出技術開発や廃プラスチックの高度素材別分別技術開発・原料化技術開発等を実施（全7事業）。 ○平成22年度は、廃プラスチックの総資源化、低炭素産業を支える製品のリサイクルシステム、先進的な食品リサイクルシステム、効率的な繊維製品リサイクルシステムの4テーマについて技術研究開発の実施可能性調査（全5事業）、使用済み小型家電からのレアメタルリサイクル構築に向けた実証研究、レアアース等のリサイクル技術開発を実施。また、3R分野の技術戦略マップの改訂を行った。 ○平成23年度は、廃プラスチックのリサイクルに係る実用化技術開発や実証事業を実施中。</p>	<p>○技術戦略マップ(3R分野)に基づき、平成23年度は廃プラスチックのリサイクルの実用化技術開発や実証事業を実施する等、3R技術の実用化促進を図っている。</p>	<p>○引き続き、「技術戦略マップ」に示された研究開発課題の解決に資する技術の開発を実施し、循環型経済社会の実現を目指す。</p>
		<p>経済産業省</p>	<p>(再掲) ○3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R環境配慮情報提供事業という)</p>	<p>製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報を消費者に提供するための評価指標を検討している。平成21年度からは、国際動向を注視しつつ、国際標準化を視野に入れた評価指標の検討を行っているところ。</p>	<p>製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報を消費者に提供するための評価指標の検討や、国際動向の調査を行った。</p>	<p>平成23年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。</p>

6 ⑩	また、優れた 3R 技術・システムを活用した製品やサービスの国による率先的な調達や消費者に対する広報・普及、ごみの有料化等の経済的なインセンティブの活用により、3R 技術・システムの市場創出を図ります。	環境省	○3R 推進全国大会 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会推進のため、国民、事業者、行政が一堂に会し、それぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルなど 3R の推進に関する理解を深める。	○「第 6 回 3R 推進全国大会」 ・平成 23 年 10 月 28 日～30 日 京都市において市民、企業、事業者、自治体職員が参加し多くのイベントが開催され、3R の普及を促進。 ○「3R 推進地方大会」 ・地方環境事務所毎に、全国 7 ブロックにおいて開催 ・地方環境事務所を活用した各地域の 3R 推進に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイバッグキャンペーン等。	3R 推進に関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、循環型社会に関する啓発普及の着実な展開を図った。	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用など廃棄物減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、基調講演等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着した循環型社会の推進を図る。
		環境省	(再掲) ごみの排出量がここ数年微減少であるものの、依然として高水準で推移していることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一部として、市町村におけるごみ処理の有料化の導入の促進策について検討を行った。平成 23 年度からは、「廃棄物処理の 3R 化・低炭素化改革支援事業」において、有料化の手引きの発出等によるごみ削減量効果等を取りまとめる。	環境省では平成 19 年 6 月に、①「一般廃棄物会計基準」、②「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を取りまとめ、さらに平成 20 年 6 月にごみ処理基本計画策定指針（以下「策定指針」という。）を改定し、市町村が廃棄物処理事業を 3R 化するための具体的な指針を提示したところである。 平成 21 年度は会計基準に基づく財務書類作成を行う地方公共団体を支援するため、会計基準に基づく財務書類作成支援ツールの課題をとりまとめ、作業性の向上等の改良を行った。また、質問受付窓口の開設等を行った。 平成 22 年度も引き続き質問受付窓口を開設した他、市町村が一般廃棄物会計基準を導入する際に現地指導等の支援を行った。		今後も、一般廃棄物処理の高度化を推進するため、本手引きの更なる普及等に努め、必要があれば有料化の手引き等の改定を行う。
6 ⑪	あわせて、副産物や使用済み製品から得られる再生資源や製品の環境配慮設計に関する規格、3R 技術についても、国際標準化を視野に、整備を推進します。	経済産業省	国際電気標準会議（IEC）における、電気・電子製品に関する国際標準化の動きを進展させ、国内制度に関して国際整合化の観点で踏まえた対応を進める。	○平成 23 年 3 月に電気・電子製品の環境配慮設計に関する国際規格（IEC62430：2009）と完全一致した日本工業規格（JIS C9910）を制定した。 ○3R 配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による 3R に関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。（以下、製品 3R 環境配慮情報提供事業という）	○製品 3R 環境配慮情報提供事業については、3R 環境配慮情報を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。	○今後、資源有効利用促進法において、環境配慮設計に関する見直し等を行う際には、同規格を踏まえた検討を行う予定である。 ○製品 3R 環境配慮情報提供事業において、情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を今後行う予定である。

6 ⑫	<p>3R 関連法制度など必要な施策体系の充実・強化も 3R 技術・システムの高度化につながります。</p> <p>このほか、技術情報を有する産業界、基礎研究成果等を有する学界、コンセプト提供やコーディネーター機能のノウハウを有する NPO 及び関連情報を集積した行政が、それぞれの情報を共有して情報のネットワーク化を促進し、新規事業の創成や社会システムとしての実践が円滑に進むようにします。</p>	環境省	<p>循環型社会形成推進基本法に定める廃棄物等の対策の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を踏まえ、「排出者責任」と「拡大生産者責任」の考え方に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び各種リサイクル法制度に取り入れていく。</p>	<p>廃棄物処理法や各種リサイクル法の評価・見直し等を行い、3R 関連法制度の充実を推進している。</p>		<p>今後も廃棄物処理法や各種リサイクル法の評価・見直し等を行い、3R 関連法制度の充実を推進する。</p>
7 ①	<p>我が国の物質フローの状況や廃棄物等の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況、将来の見通し、廃棄物等の素材・組成・設計等の技術データ、廃棄物等の利用・処分の環境影響等について、正確な情報を迅速に把握できるよう、速やかに統計情報の点検・整備を行います。</p> <p>その際、国全体での統計に加え、よりきめ細やかに実態が把握できるよう、地域・個別品目・物質単位でのフローの把握などに努めます。また、再使用、再生利用する循環資源の価値や用途など、従来の量に加え、質に着目した情報の把握手法を検討します。</p> <p>さらに、個別の循環資源ごとに再使用量や使用状況の実態把握に努めます。</p> <p>得られた統計について、的確な分析を行うことで、最終処分場の残余年数の将来予測や廃棄物等の発生抑制方策の検討等に活用していくほか、循環資源の流れや環境負荷の分析により、最適な地域</p>	環境省	<p>一般廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、全国の市町村等を対象に「一般廃棄物処理事業実態調査」を毎年実施。</p>	<p>平成 20 年度実績の調査結果を平成 22 年 4 月に、平成 21 年度実績の調査結果を平成 23 年 3 月に、環境省ホームページ等において公表した。また、平成 22 年度実績については平成 24 年 3 月に公表予定である。</p>	<p>調査結果の公表時期の早期化を図った。</p>	<p>今後とも、一般廃棄物処理事業の実態に関する情報を迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の早期化に努め、調査実施年度中にデータの公表を行うよう取り進む予定。</p>
		環境省	<p>都道府県を対象に「産業廃棄物排出・処理状況調査」を毎年実施。</p>	<p>平成 22 年度は平成 20 年度及び平成 21 年度における産業廃棄物排出量・処理状況調査を実施し、平成 20 年度は確定値として、平成 21 年度は速報値としてデータをとりまとめ公表する予定。</p> <p>なお、産業廃棄物の排出量については、都道府県別、種類別、業種別に推計を行うとともに、産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査し、種類別に処理状況を推計する予定。</p>	<p>今後とも、廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の一層の早期化に取り組む。</p>	<p>本年度から試行的に、調査前年度のデータの速報値としてのとりまとめを行っているところであり、本年度の状況を踏まえ、さらなる改善を図っていく予定。</p>

	<p>循環圏の規模の検討や低炭素社会、自然共生社会に向けた取組との統合に活かします。</p> <p>また、ITの活用も図りながら、これらの情報を関係者がより効率的に入手し、利用・交換できるようにネットワーク化を図ります。</p> <p>さらに、関係主体の取組がより進展するよう、分かりやすく顔の見える情報提供を心がけることとし、とりわけ実際の行動を行う消費者の目線に立って、例えば排出段階での取組がどのような効果をあげているかなどの情報提供に努めます。</p>	<p>環境省</p> <p>第二次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関して総合調査を進める</p>	<p>平成20年度より廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討を行うとともに、平成21年度は隠れたフロー・TMR、産業分野別資源生産性及び国際比較可能な物質フローについて検討。</p>		<p>引き続き、検討を行い、次期循環基本計画の見直しまでに結論を得る予定。</p>
7 ②	<p>また、循環型社会推進の担い手である人材については、事業者、大学、研究機関、国、地方公共団体、NGO/NPOなどの産学官民において、人材交流や情報交換などを促進し、人材の質的・量的充実を図ります。</p> <p>特に、大学等における若手研究者の育成、大学・産業における技術の伝承、NGO/NPOなどでの人材交流によるコーディネーターの育成等を推進します。</p> <p>さらに、国及び地方公共団体の職員、環境教育・環境学習に携わる教員を始めとする指導者に対する研修制度などの充実により、その資質の向上を図ります。</p>	<p>環境省</p> <p>(再掲) 容器包装廃棄物排出抑制推進員制度や産業廃棄物対策研修など、人材の育成・活用のための取組の推進、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者対象とした講習会を実施する。</p>	<p>平成22年5月に8名の容器包装廃棄物排出抑制推進員(通称:3R推進マスター)を新たに委嘱し、合計96名の3R推進マスターが普及啓発活動を行っている。3R推進マスターに対して、平成21年度に全国5カ所です平成22年度に東京都内で研修会を開催し、最新知識の習得、情報の共有等を行った。</p>	<p>合計96名の3R推進マスターを委嘱したことで、全国のほとんどの都道府県に3R推進マスターの配置がされるようになり、地域の3R普及啓発活動に貢献している。</p>	<p>全国の都道府県に少なくとも1名以上の3R推進マスターを配置することを目指す。また、研修会を開催するなどして、3R推進マスターとしての資質の向上を図るとともに、全国に散らばっている3R推進マスター同士の交流を深めることを促進する。</p>
	<p>文部科学省</p>	<p>○技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に関して、文部科学省においては、有能な技術者を「技術士(環境部門)」と認定し、活用を促進している。</p>	<p>平成19年3月末において849名、平成23年3月末において1,294名が「技術士(環境部門)」として登録されている。</p>	<p>平成23年3月末における「技術士(環境部門)」の登録者数は1,294名であり、着実に増加している。</p>	<p>引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。</p>

<p>文部科学省</p>	<p>(一部再掲(3-①)) ○「環境教育の実践普及」による環境教育の推進(平成21年度「環境推進グリーンプラン」を見直し) ・「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」 環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催する。 ・「環境教育に関する実践発表会」 全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行う。</p>	<p>○環境教育リーダー研修基礎講座の実施 平成22年度：全国7ブロック 平成23年度：全国2ブロック(予定) ○環境教育に関する実践発表研究大会(全国環境学習フェア等)の開催 平成22年度：高知県で開催 平成23年度：岩手県で開催の予定であったが、東日本大震災の影響のため中止</p>	<p>「環境教育の実践普及」による環境教育推進のための取組は、積極的・効果的に実施されている。</p>	<p>引き続き、環境教育の充実を図るため実践事例の促進・普及等を進める。</p>
<p>総務省</p>	<p>地方自治体職員に対して研修を行っている自治大学校において、第1部課程(都道府県及び市の職員を対象)、第1部特別課程(第1部課程と同じ)、第2部課程(指定都市を除く市町村職員を対象)、第2部特別課程(第2部課程と同じ)、第3部課程(都道府県及び市町村職員を対象)の5つの課程で、「環境政策論」という研修課目を実施している。</p>	<p>各課程において、「環境政策論」の研修科目を実施。</p>	<p>平成22年度も計画どおり実施している。</p>	<p>自治大学校においては、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等に対応したカリキュラムの見直しを行っている。</p>

II 海外との関係における資源循環

	第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「第2次計画」という。）本文	府省名	自主点検概要			
			取組概要	進捗状況	第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「第2次計画」という。）第3回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国際 1 ①	<p>今後、アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加が予想されており、また、リサイクルの進展や資源需要の増加を背景に循環資源の貿易量も急激に増加しています。</p> <p>我が国と海外との循環資源の輸出入量についても、我が国との貿易関係が急速に高まっている東アジアを中心</p>	経済産業省	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催した。</p>	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施した（平成21年度約48,000件）。輸出入業者を対象としたバーゼル法等説明会を環境省と共催で平成22年度に全国9か所で開催し、バーゼル法等の周知を図った。（前年度11か所）。</p> <p>なお、バーゼル法に基づく平成22年の輸出の承認件数は57件（前年度71件）、輸入の承認件数は46件（前年度40件）。</p>	<p>事前相談件数は、平成20年度に比べ約1万件増加した平成21年より更に2千件増加しており、輸出入業者へのバーゼル法の周知は進んでいる。なお、平成21年度に比べ、特定有害廃棄物の輸出の承認件数は、14件の減、輸入の承認件数は、6件の増となった。</p> <p>また、説明会を前年と同様に実施し、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図った。</p>	<p>中国等アジア向けの循環資源の輸出が増加しており、引き続き、バーゼル条約の制度の趣旨等の周知を行う他、税関・環境省等関係省庁と協力して、不適正な輸出入を防止する必要がある。</p>

に急増している状況にあります。
 このような国際的な資源循環は、適切に行われれば、環境負荷の低減や資源の有効利用に資するものと考えられますが、一方、不適切に行われれば、環境被害の要因になりえます。
 例えば、途上国において環境上適正な処理が困難な有害物質を含む循環資源についても、我が国では高度な技術による処理、資源回収が可能となる場合が考えられます。また、テレビのブラウン管ガラスカレットのように、生産拠点が海外にのみ存在することから、海外での生産基盤において生産過程に戻すことが天然資源の消費抑制及び循環資源の適正な使用に資するといった場合が考えられます。
 一方、例えば、国内外で発生した廃棄物、特に、電気電子機器廃棄物（いわゆるE-waste）等については、途上国で十分な処理技術を有しない者によるリサイクルが行われることにより、その地域における環境上の問題を惹起している事例が指摘されています。
 このため、国際的な循環型社会の構築に当たっては、循環資源の環境負荷を考慮し、まず発生国内で適正に処理することを原則とし、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくことを最優先します。
 これとあわせて、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組

環境省、
外務省

- 廃棄物等の不適正な輸出入の防止
 - ・輸出入事業者等に対してバーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催する。
 - ・廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。
 - ・不法輸出入が疑われる事案について、港において貨物の立入検査を実施するなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。
 - ・環境省が提唱し、アジア地域を対象としたバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として作られたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うとともに、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不適正な輸出入の防止に関する議論を継続的に行っている。
- アジア地域における環境上適正な管理能力の向上
 - ・バーゼル条約の枠組みにおけるアジア太平洋地域でのE-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクト（アジアE-wasteプロジェクト）やコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等の執行を通して、アジアの途上国における有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を進めている。
- バーゼル条約等、環境条約を通じた、循環型社会構築のための国際的なルール、枠組みづくりへの貢献を行っている。

- バーゼル法等説明会の開催
 - ・平成17年度全国11か所
 - ・平成18年度全国12か所
 - ・平成19年度全国10か所
 - ・平成20年度全国10か所
 - ・平成21年度全国11か所
 - ・平成22年度全国12か所
- 個別の貨物について、地方環境事務所による事前相談の実施
 - ・平成17年度約1,100件
 - ・平成18年度約1,400件
 - ・平成19年度約1,300件
 - ・平成20年度約1,100件
 - ・平成21年度約1,800件
 - ・平成22年度約2,200件
- 税関と連携した貨物検査の実施
 - ・平成21年度150件
 - ・平成22年度152件
- アジアネットワークワークショップの開催
 - ・平成17年度日本（東京）
 - ・平成18年度中国（北京）
 - ・平成19年度日本（東京）
 - ・平成20年度マレーシア（クアラルンプール）
 - ・平成21年度日本（横浜）
 - ・平成22年度カンボジア（シエムリアップ）
- アジアE-wasteプロジェクトの実施
 - ・平成20年度：バーゼル条約アジア太平洋地域事務所（中国）によるE-waste判断基準調査の実施
 - ・平成21年度：アジア太平洋地域におけるE-wasteトレーニングワークショップの開催、カンボジアにおけるE-wasteの環境上適正な管理に関する訓練講習会開催等

- 引き続き、事業者に対するバーゼル法等説明会の開催、事前相談の実施、不法輸出入疑義事案への対応を行った。
- 事前相談管理システムを活用して税関等の関係省庁と事前相談情報を共有することにより、輸出入事業者に対する迅速かつ統一的対応を行った。
- アジアネットワーク事業の一環として、ワークショップの開催やホームページの更新・改訂、廃棄物等の越境移動・リサイクルの現状分析、日本の取組を紹介するパンフレットの作成等を行った。
- 中国や韓国等の二国間での政策対話をを行い、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。
- 引き続き、アジアE-wasteプロジェクトの形成・実施支援を行ったほか、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業の立上げ支援を行った。

- 引き続きバーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する。
- 不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるバーゼル条約担当官だけでなく、水際の法施行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。
- アジアE-wasteプロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通して、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。
- 環境上適正な管理のためのガイドライン策定に向け積極的に関与していく。

を充実させることが必要です。
その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、各国内での循環利用を補完するものとして、循環資源の国際的な移動の円滑化を図ることも重要です。
こうした国際的な資源循環に関する基本的な考え方を他国とも共有し、地域内、さらには国際的に一体となった取組を進めていくことが必要です。

--	--	--	--	--

自主点検概要

	第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「第2次計画」という。）本文	府省名	自主点検概要			
			取組概要	進捗状況	第2次循環型社会形成推進基本計画（以下「第2次計画」という。）第3回フォローアップ時との比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
国際②①	<p>以上の国際的な資源循環の動向や課題を踏まえ、我が国の提案により進められている3Rイニシアティブのさらなる展開を図り、我が国と関係の深い東アジア全体を視野に入れ、さらにアジア太平洋地域、全世界へと「循環型社会」の取組を広げる必要があります。</p> <p>このため、開発途上国における3R関連の施策・事業の支援や国際協調の強化に向けた我が国の取組を「新・ゴミゼロ国際化行動計画」として取りまとめて世界に発信するなど、アジアや世界で3Rを推進するための国際協力を充実します。</p> <p>我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度・技術・経験を活かしつつ、以下の取組を推進します。我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度、優れた技術・システム、各主体の取組と連携の経験を、アジアを始めとする世界各国の国別3R推進計画の策定支援やエコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力、安全で衛生的な処理システム等の普及支援などを通じて、成長著しいアジアから今後の発展が期待されるアフリカまで、各国に適した形で展開し、各国内の循環型社会の形成を支援します。</p> <p>そのため、各国の関連する制度の整備状況、廃棄物管理の実態や技術等に対するニーズを把握し、状況に合わせた我が国の3R技術・システムの提供や研修生の受け入れ</p>	文部科学省	<p>循環型社会の構築も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な発展のための教育（ESD）」を、ユネスコと協力し推進している。</p> <p>途上国に対しては、持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に取り組み、我が国が国際的に提唱した「国連ESDの10年（DESD）」のイニシアティブを推進している。</p>	<p>○世界的なESD普及のため、ユネスコ本部へESD推進のための信託基金を拠出している。（平成23年度拠出額2億6千万円）</p> <p>○ESDの推進拠点と位置づけているユネスコスクール加盟校の増加、ユネスコスクール間のネットワーク強化に取り組んでいる。（平成23年6月現在308校）</p>	<p>平成22年3月当初136校だったユネスコスクール加盟校数が、平成23年6月現在で308校へ増加した。</p>	<p>国内的取組として500校を目標にユネスコスクール加盟校の増加、ネットワーク強化を図る。</p> <p>また、国際的取組として、我が国の優良事例を国際的に発信するとともにアジア地域共通のモデル・プログラムの構築を図る。</p>
		経済産業省	<p>各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会圏の構築を図る。</p>	<p>○政策対話の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピンと3Rを議題の1つとしたグリーン・エイド・プラン（GAP）等の政策対話を実施した。（平成22年度各1回） ・また、中国との間で3R政策に関する意見交換を目的とした「資源循環政策対話」を平成21年6月に開催した。 <p>○アジア各国における循環型経済社会構築に向けた施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国との間で、循環型都市に関する協力の実施に合意。平成19年度からこれまでに、7件の都市間協力事業を実施し、我が国の自治体が有するリサイクル施設等の整備に関するノウハウを中国の地方政府に移転した。さらに中国の各地域で直面している廃棄物・リサイクル問題を解決するため、我が国のリサイクル技術・システムを活用した実証事業を3件実施。 ・タイ、マレーシア及びインドにおいて循環型都市協力（エコタウン協力）事業を実施。 <p>○国際機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模での3R促進を目的とする調査をOECDに提案し、OECDによる報告書が取りまとめられたところ。 ・「東アジアにおける3R政策の在り方」 	<p>平成16年10月に産業構造審議会・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループで取りまとめられた報告書（「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」）で示されている施策展開の方向性に従って取組を進めているところである。</p> <p>日中循環型都市協力については、平成21年度までに事業を完了した北九州市-青島市、北九州市-天津市、兵庫県-広東省、川崎市-上海市浦東新区の協力に加え、平成22年度は北九州市-大連市、茨城県-天津市、福岡県-江蘇省との間で協力を実施。</p> <p>それぞれの協力の取組状況等について、日中資源循環政策対話や日中省エネルギー・環境総合フォーラムにおいて両国が認識を共有。</p> <p>タイ、マレーシア及びインドにおいて循環型都市協力（エコタウン協力）事業を実施中。</p>	<p>循環型都市協力（エコタウン協力）については、これまで重点的に取り組んできた中国から、アセアン・インド等の地域への展開を強化する。特に、エコタウン協力を既に実施しているタイ、マレーシア、インド以外の国・地域への展開を検討する予定。</p> <p>ERIAの「東アジアにおける3R政策の在り方」研究において、我が国の経験・技術も活用しつつ、アジア全体の「3Rビジョン」を提示し、ハード面とソフト面の整備を通じた各国での環境ビジネスの創出・発展に貢献</p>

を実施します。また、国レベルのみならず、国民、事業者、地方公共団体など多様な主体同士での国際的な連携を進めます。

		研究を ERIA（東アジア・ASEAN 経済研究センター）に提案し、ERIA において専門家による研究が実施されているところ。		
環境省	○3R イニシアティブの提唱	<p>○2008 年 5 月には G8 環境大臣会合が神戸で開催され、G8 各国及びアジア等途上国において 3R の取組が進展していることが確認されると共に、G8 各国が 3R 政策に関して取るべき行動を列挙した「神戸 3R 行動計画」が合意された。また、アジア等における循環型社会構築に向けた我が国の行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表した。「神戸 3R 行動計画」は、同年 7 月に開催された G8 北海道洞爺湖サミットにおいて、G8 首脳間で支持された。</p> <p>○神戸 3R 行動計画のフォローアップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011 年 5 月、OECD が神戸 3 R 行動計画に基づく報告書「G8 及び OECD 諸国における資源生産性」を発表 ・2011 年 5 月、ドーヴィル（フランス）で開催された G8 サミットでの首脳宣言において「神戸 3R 行動計画」への支持が再確認され、上記 OECD 報告書が歓迎され、OECD がこの問題に引き続き取り組むことが奨励された。 ・2011 年 6 月、資源生産性・廃棄物作業部会（WPRPW）OECD 第 1 回会合において、上記 OECD 報告書等について議論された。 <p>○UNEP が天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に 2007 年に設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」への資金拠出や我が国の知見の提供等の支援を行っている。</p>	<p>○3R イニシアティブの展開により国際的な 3R の取り組みが進展している。</p> <p>○同パネルの成果としてこれまでに金属資源等に関するレポートが 5 件公表されている。</p>	<p>○UNEP や OECD 等における持続可能な資源・物質管理に関する活動に貢献していくとともに、その成果を我が国の施策にも反映していく。</p>

	<p>(新) 日本の先進的な廃棄物処理・リサイクル技術を制度とパッケージにして海外展開することにより、世界の環境保全、資源循環や日系静脈産業の発展・日本の経済成長に貢献する。</p>	<p>○2011年5月、「平成23年度静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業」の対象事業として31件の応募があり、外部審査委員による審査の結果、7件を対象事業として選定。</p> <p>○2011年8月、「静脈産業海外展開促進フォーラム」を設立して第1回総会を開催し、静脈産業の海外展開について、事業者、地方公共団体、関係団体等による情報共有、意見交換を行った。</p> <p>○我が国静脈産業の海外展開促進のための戦略について、有識者会合を開催し、検討中。</p>		
--	---	---	--	--

環境省	<p>神戸 3R 行動計画に基づき、アジア全体で 3R イニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援や地域的取組を支援し、我が国の知見・経験を活用して、アジア各国における 3R 推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3R ナレッジハブなど情報・技術の拠点整備及び研究ネットワークの構築、環境と保健に関する東南・東アジア閣僚級地域フォーラムを通じた医療廃棄物管理等に関する現状分析・政策提言の検討・ワークショップの企画、政策対話、国連と共催で「国連持続可能な廃棄物管理会議」等を行っている。</p> <p>また、有害廃棄物の不法輸出入の防止に関するアジアネットワークの形成及びバーゼル条約によるアジア太平洋地域における e-waste の環境上適正な管理に関するプロジェクトの支援を行っている。これらにより、3R の推進と廃棄物の適正処理を進め、アジア全体における循環型社会の構築を目指している。</p>	<p>○アジア 3R 推進フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008 年 10 月に開催された東アジア首脳会議環境大臣会合（ベトナム、ハノイ）において、「アジア 3R 推進フォーラム」の発足を日本から提案し、参加各国より賛同を得た。 ・2009 年 11 月の「アジア 3R 推進フォーラム設立会合」を UNCRD と共同で開催し、同会合において東京 3R 宣言が採択され、アジアでの 3R の国際的推進のプラットフォームとしてアジア 3R 推進フォーラムが発足。 ・2010 年 10 月に「アジア 3R 推進フォーラム第 2 回会合」をクアラルンプール（マレーシア）にて開催。 ・2011 年 10 月に「アジア 3R 推進フォーラム第 3 回会合」をシンガポールにて開催。 ・上記第 2 回会合、第 3 回会合のサイドイベントとして開催された「アジア 3R 推進市民フォーラム」の開催を支援。 <p>○環境と保健に関する東南・東アジア閣僚級地域フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008 年 12 月、「環境と保健に関する東南・東アジア閣僚級地域フォーラム第 2 回廃棄物作業部会」を開催。 ・2010 年 7 月、「第 2 回環境と保健に関する東南・東アジア閣僚級地域フォーラム」が開催され、廃棄物作業部会を含む各部会の活動報告が行われ、次期活動計画が承認。 <p>○国連持続可能な開発委員会（CSD）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2010 年 3 月、「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京にて開催。 ・2010 年 5 月、CSD18 サイドイベント（ニューヨーク）を開催。 ・2011 年 2 月、「国連持続可能な廃棄物管理会議」を東京にて開催。 ・2011 年 5 月、CSD19 サイドイベント（ニューヨーク）を開催。 <p>○3R 国家戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2005 年より、環境省がアジア途上国を対象に 3R 国家戦略の策定を支援した。 	<p>○2011 年 10 月、アジア 3R 推進フォーラム第 3 回会合が、日本国環境省、シンガポール環境水資源省・国家環境庁、国際連合地域開発センター（UNCRD）の主催によりシンガポールで開催され、成果文書として議長サマリー及びシンガポールフォーラム提言が採択される等、アジア全体で 3R 推進に向けた合意形成が進んでいる</p> <p>○2011 年 5 月、国連持続可能な開発委員会第 19 会期（CSD19、ニューヨーク）にて、サイドイベントを開催した。本サイドイベントでは、「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（International Partnership for Expanding Waste Management Services of Local Authorities ; IPLA）」が正式に発足した。</p> <p>○2009 年 12 月、ベトナムで 3R 国家戦略が策定。</p> <p>○2010 年 12 月、バングラデシュで 3R 国家戦略が策定。</p>	<p>○アジア 3R 推進フォーラム等により、アジアにおける 3R の推進に向けた政策対話を進め、更なる合意形成を目指していく。</p> <p>○アジア 3R 推進フォーラム第 4 回会合（ハノイ）に向けた準備。</p> <p>○不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるバーゼル条約担当官だけでなく、水際での法施行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。</p> <p>○アジア E-waste プロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通して、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p>
-----	--	---	--	--

		<p>○アジアネットワークワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度日本（東京） ・平成 18 年度中国（北京） ・平成 19 年度日本（東京） ・平成 20 年度マレーシア（クアラルンプール） ・平成 21 年度日本（横浜） ・平成 22 年度カンボジア（シエムリアップ） <p>○アジア E-waste プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度：バーゼル条約アジア太平洋地域事務所（中国）による E-waste 判断基準調査の実施 ・平成 21 年度：アジア太平洋地域における E-waste トレーニングワークショップの開催、カンボジアにおける E-waste の環境上適正な管理に関する訓練講習会開催等 <p>○2011 年 10 月にコロンビアのカルタヘナにおいて、バーゼル条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、次期 2 年間の活動内容、予算、関連する条約との関連性等についての決定案が採択された。</p>		
経済産業省	<p>中小企業を含めた我が国企業の 3R 分野の「環境力」の高度化・高効率化を図ることを目指して、地域ごとに技術開発・実証実験や海外展開の支援をパッケージとして実施することで、3R 関連産業の市場規模拡大を図る。</p>	<p>具体的には循環型都市協力が行われており、これまで中国において北九州市と青島市・天津市・大連市、兵庫県と広東省、川崎市と上海浦東新区、茨城県と天津市、福岡県と江蘇省で協力事業を実施。また、タイ、マレーシア、インドでも協力事業を実施し、インフラ整備促進のためのフィジビリティ・スタディ調査、人材育成などを行っている。</p> <p>また、平成 22 年度からインフラ・システム輸出促進の一環として、アジアリサイクルビジネス実施可能性調査事業を実施中。平成 22 年度から 2 件、平成 23 年度から 3 件を実施し、我が国リサイクル企業によるアジアへの事業展開を支援中。</p> <p>さらに、平成 21 年度からは、中国においてリサイクルの実証事業を実施しており、平成 21 年度はアジアにおける廃家電や廃液のリサイクルの実証事業 2 件を、平成 22 年度にはセメントキルンを利用したリサイクルの実証事業 1 件を補助金等により支援している。</p>	<p>循環型都市協力については、都市間の協力からビジネスに繋がる協力を進展している。</p> <p>また、アジアリサイクルビジネス実施可能性調査事業、アジアリサイクル実証事業、国際見本市の開催により、我が国のリサイクルビジネスの海外展開を支援。</p>	<p>引き続き、循環型都市協力、アジアリサイクルビジネス実施可能性調査事業、アジアリサイクル実証事業によりリサイクルビジネスの展開を図る。</p>

			また、平成 23 年 1 月には 3R 関連企業の国際見本市を開催。		
		外務省	<p>(独)国際協力機構を通じ、専門家派遣、研修員受入、機材供与などを通じてゴミの分別収集の実施、ゴミ収集システムの改善、住民意識向上、政府の行動計画策定への協力を進め、廃棄物管理の改善、循環型社会の形成を目指している。</p> <p>平成 20 年度から平成 21 年度にフィリピン、ベトナム、中国、フィジー、メキシコ、キューバにおいて、専門家の派遣等によるキャパシティ・ディベロップメント・プロジェクトを実施した。</p> <p>平成 22 年度には、マレーシア、ベトナム、インドネシア、大洋州 (11 か国) で、また平成 23 年度にはマレーシア、中国、フィジー、大洋州 (11 か国)、コソボでプロジェクトを実施した。</p>		<p>今後は、環境省が行っている政策対話、戦略づくり支援のもとで具体的に途上国のキャパシティ・ビルディング等について協力を進めるとともに、アジアでの取組を強化・発展させ、中南米、東欧、アフリカでも 3R イニシアティブの理解増進を図る。</p>

<p>国際② ②</p>	<p>持続可能な資源循環に関する日本の貢献を、2012年（平成24年）までに、東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方や目標を定めた「東アジア循環型社会ビジョン」として策定し、特に貿易量の多い東アジア全体で適正かつ円滑な資源循環の実現を目指します。その際、東アジア諸国を「パートナー」ととらえ、3Rの考え方等の基本認識を共有した上で、「東アジア循環型社会ビジョン」の実現を目指して協働するよう、二国間の政策対話や多国間のプロセスで協力を深めます。</p>	<p>外務省、環境省</p>	<p>東アジア諸国との二国間協力の機会を利用し、各国に対し、関連施策の実施を促すとともに、協力を強化する。</p>	<p>○平成20年4月の日韓首脳会談、同10月の日中環境保護合同委員会、平成21年6月及び平成22年8月の第2回日中ハイレベル経済対話、平成21年9月及び平成22年9月の日韓環境保護協力合同委員会、平成22年4月の第9回日中環境保護合同委員会、8月の第3回日中ハイレベル経済対話、9月の第13回日韓環境保護協力合同委員会等の機会に、循環型社会の構築に向けた協力を推進すること等を確認。</p> <p>○平成21年10月の第2回日中韓サミットの際に持続可能な開発に関する共同声明を採択・発表し、第11回三か国環境大臣会合において指定した3Rを含む10の環境分野をエンドースし、2010年の第12回三か国環境大臣会合では、これらの10分野についての共同行動計画を作成した。平成22年5月の第3回日中韓サミットでは、この10分野についての共同行動計画の採択を歓迎し、この計画の実現に向けて協力を進めていくことで一致した。</p> <p>○2009年5月に北京において第3回日中政策対話を実施。</p> <p>○2009年6月に「川崎市及び瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書」を締結。</p> <p>○2009年8月にソウルにおいて第4回日韓政策対話を実施。</p> <p>○2010年7月に3Rの促進及び廃棄物管理分野における協力に関する基本合意書に署名を行い、日本国環境省とシンガポール国家環境庁が3Rの促進及び廃棄物管理の向上に向けた協力をを行うこととした。</p> <p>○2010年10月、インドネシア環境省との固形廃棄物、有害・毒性廃棄物管理の分野における協力覚書</p> <p>○2010年11月 マレーシア住宅・地方自治省との食品廃棄物管理における協力に関する書簡の交換</p> <p>○2011年3月、中国（北京及び瀋陽）にて「環境にやさしい都市ワークショップ」を日本国環境省、中国環境保護部の共催で開催</p> <p>○2011年4月、第6回日中韓三カ国3R／循環経済セミナーを釜山（韓国）にて開催。</p>	<p>各国との政策対話等を通じ、アジアにおける循環型社会の構築に向けた取組が進んでいる。</p>	<p>今後とも、循環型社会の構築に向け、東アジア諸国との協力を強化するため、二国間、多国間の様々な会合の機会を利用し、働きかけていく。また、アジア途上国における3R政策の立案・実施を支援する協力事業を一層推進していく。</p>
------------------	--	----------------	---	--	--	---

<p>国際②③</p>	<p>廃棄物等の国際的な移動による汚染を防止するため、アジア諸外国との連携を図り、不法輸出入防止に向けた情報交換の推進や施行能力の向上のための取組支援を推進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>○廃棄物等の不適正な輸出入の防止（再掲） 環境省が提唱し、アジア地域を対象としたバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として作られたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うとともに、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不適正な輸出入の防止に関する議論を継続的に行っている。</p> <p>○アジア地域における環境上適正な管理能力の向上（再掲） バーゼル条約の枠組みにおけるアジア太平洋地域でのE-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクト（アジアE-wasteプロジェクト）やコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等の執行を通して、アジアの途上国における有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を進めている。</p>	<p>○アジアネットワークワークショップの開催 ・平成17年度日本（東京） ・平成18年度中国（北京） ・平成19年度日本（東京） ・平成20年度マレーシア（クアラルンプール） ・平成21年度日本（横浜） ・平成22年度カンボジア（シェムリアップ）</p> <p>○アジアE-wasteプロジェクトの実施 ・平成20年度：バーゼル条約アジア太平洋地域事務所（中国）によるE-waste判断基準調査の実施 ・平成21年度：アジア太平洋地域におけるE-wasteトレーニングワークショップの開催、カンボジアにおけるE-wasteの環境上適正な管理に関する訓練講習会開催等</p> <p>○2011年10月にコロンビアのカルタヘナにおいて、バーゼル条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、次期2年間の活動方針、予算、関連する条約との関連性等についての決定案が採択された。</p>	<p>○アジアネットワーク事業の一環として、ワークショップの開催やホームページの更新・改訂、廃棄物等の越境移動・リサイクルの現状分析、日本の取組を紹介するパンフレットの作成等を行った。</p> <p>○中国や韓国等の二国間での政策対話を行い、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図った。</p> <p>○引き続き、アジアE-wasteプロジェクトの形成・実施支援を行ったほか、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業の立上げ支援を行った。</p>	<p>○不法輸出入の防止に当たり、アジア各国におけるバーゼル条約担当官だけでなく、水際での法施行を担う税関や関係国際機関等との連携強化を図る。</p> <p>○アジアE-wasteプロジェクトやコンピュータ機器廃棄物適正管理事業等を通して、引き続き、アジアにおける有害廃棄物の環境上適正な管理体制の構築支援を行う。</p>
<p>国際②④</p>	<p>国内でも海外でもリサイクルが行われているもの（例えば、ペットボトルや家電）については、国内の取組の安定性を確保しつつ、不適切な廃棄物が輸出されることがないように水際対策の実施を推進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>○廃棄物等の不適正な輸出入の防止（再掲） ・輸出入事業者等に対してバーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催する。 ・廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 ・不法輸出入が疑われる事案について、港において貨物の立入検査を実施するなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。</p>	<p>○バーゼル法等説明会の開催 ・平成17年度全国11か所 ・平成18年度全国12か所 ・平成19年度全国10か所 ・平成20年度全国10か所 ・平成21年度全国11か所 ・平成22年度全国12か所</p> <p>○個別の貨物について、地方環境事務所による事前相談の実施 ・平成17年度約1,100件 ・平成18年度約1,400件 ・平成19年度約1,300件 ・平成20年度約1,100件 ・平成21年度約1,800件 ・平成22年度約2,200件</p> <p>○税関と連携した貨物検査の実施 ・平成21年度150件 ・平成22年度152件</p>	<p>○引き続き、事業者に対するバーゼル法等説明会の開催、事前相談の実施、不法輸出入疑義事案への対応を行った。</p> <p>○事前相談管理システムを活用して税関等の関係省庁と事前相談情報を共有することにより、輸出入事業者に対する迅速かつ統一的対応を行った。</p>	<p>○引き続きバーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する。</p>

		経済産業省、環境省	市町村により分別収集された使用済ペットボトルは、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針に基づき指定法人等への円滑な引渡しを促進することが必要であり、指定法人以外の事業者に引き渡す場合によっては、環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。 このため、輸出等市町村における独自処理に関する実態調査を行い、基本方針に基づく対応について周知、徹底を行っている。	市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人向け処理量の割合は、平成21年度以降は横ばい傾向にある。 【平成22年度実態調査結果】 21年度（実績） 67.0% 22年度（見込） 67.5% 23年度（計画） 67.7%	市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人向け処理量の割合は、平成21年度以降は横ばい傾向にある。	基本方針に基づき、引き続き指定法人等への円滑な引渡しの促進により環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されることを推進する。
国際2-⑤	また、家庭から排出された有害物質を含んだ家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないよう、パーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化等を検討します。	環境省	○家庭用電気電子機器等の品目を対象として、パーゼル条約や廃棄物処理法の規制対象となる範囲や判断基準の明確化等について検討を行う。 ○使用済み電気・電子機器の輸出について、パーゼル法の適正な施行、運用等について検討を行う。	○使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準の策定・適用 ○パーゼル法の適切な施行、運用等のための検討会を設置。	使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準の策定により、中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化のための取組が進展した。	○パーゼル法や廃棄物処理法の対象となり得る品目について、必要に応じ、水際での判断基準の明確化や監視体制の強化等を検討する。 ○使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準及び金属スクラップの有害特性の分析手法等について検討、策定を行い、関係業界及び税関等に対し周知を行う。
国際2-⑥	さらに、アジアをはじめ途上国では適正な処理が困難であるものの日本では処理が可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルするなど、環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図ります。	環境省	○廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の在り方について検討を進める。 ○途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社の国外廃棄物等を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理する取組が進められており、このような活動は、国内における適正処理が確保される限りにおいては、広義の排出事業者責任や製造事業者責任を全うするものであり、また、輸出国の環境負荷を低減させるものであることから、地球環境保全の観点からも積極的に推進していくべきものである。 このような点を踏まえ、適正な廃棄物管理を達成しつつ、廃棄物輸入の展開方策を検討する。	○平成22年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物を委託して処理する事業者も輸入申告を可能とし、日本国内において処理することにつき相当な理由があると認められる場合には、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができるものと認められる者も、輸入許可の対象者とする事となった。 ○廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の環境や経済等への影響、効果の評価に関する国際的な調査を行っているところ。	○調査結果を基にアジア地域における廃棄物の越境移動や処理施設に関する情報を明確にでき、アジアにおける廃棄物の資源循環を目的とした国際移動の円滑化が進んでいる。	○アジア各国においてリサイクル施設の整備が進むことが予想され、国際循環として資源性の高い廃棄物等の需要が高まることから、アジアにおける資源循環に関する調査を継続する。 ○循環資源の有効利用と環境負荷低減を両立するため、廃棄物輸入の展開方策について検討する。

国際⑦	その際には、多様な関係主体の参画・連携を促進し、政府部内においても、適切かつ効率的で安全・安心が確保された国際静脈物流システムの構築等を推進します	国土交通省	○国際静脈物流システムの構築 将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源について、その有効活用を図るため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討を進めた。	物流管理の強化、情報ネットワークの形成など効率的な国際静脈物流に対応したリサイクル拠点及びネットワークの形成に向けた推進方策について検討した。	国際循環資源の流動実態の分析と課題の抽出等、国際静脈物流システムの構築に向けた取組が進展した。	リサイクルポート施策の推進のため、必要に応じて国際静脈物流システムの構築に向けた検討を行う。
国際⑧	国際機関や各国と連携してアジア工科大学（バンコク）に構築された 3R の情報拠点の整備をさらに進めます。また、アジア太平洋地域の廃棄物処理や 3R の専門家による研究ネットワークの発展を進めます。これらの取組を相互に連携させ、地域各国における 3R 推進の知識・情報基盤となる「アジア 3R 研究・情報ネットワーク」を構築し、政策・経験の共有を通じて各国の 3R の取組を支援します。	環境省	（再掲） 神戸 3R 行動計画に基づき、アジア全体で 3R イニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援や地域的取組を支援し、我が国の知見・経験を活用して、アジア各国における 3R 推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3R ナレッジハブなど情報・技術の拠点整備及び研究ネットワークの構築、政策対話等を行う。	○3R ナレッジハブのコンテンツ作りの支援。 ○ベトナム・インドネシアなどにおいて UNCRD、UNEP、IGES と連携して国別の状況に応じた 3R 国家戦略の策定支援実施。 ○IGES と共同してアジアにおける循環型社会構築に向けた政策的対応や国際的連携方策の検討に資する政策研究並びに研究成果の普及等（ワークショップの開催等）を行っている。	○地域各国における 3R 推進の政策・経験の共有等が進んでいる。 （再掲） ○2009 年 12 月、ベトナムで 3R 国家戦略が策定。 ○2010 年 12 月、バングラデシュで 3R 国家戦略が策定。	今後も地域各国における 3R 推進の政策・経験の共有等を通じて各国の 3R の取組を支援していく。

<p>国際 2 ⑨</p>	<p>さらに、ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮や循環資源の品質等に係る基準・規格のアジア域内での普及を推進します。G8 各国が、「持続可能な社会」の実現に向け天然資源の消費の抑制及び環境負荷の最小化に率先して取り組むため、資源生産性の向上など、我が国が G8 の先頭に立って 3R イニシアティブの更なる展開を図ります。</p>	<p>環境省</p>	<p>(再掲) ○3R イニシアティブの展開</p>	<p>(再掲) ○2008 年 5 月には G8 環境大臣会合が神戸で開催され、G8 各国及びアジア等途上国において 3R の取組が進展していることが確認されると共に、G8 各国が 3R 政策に関して取るべき行動を列挙した「神戸 3R 行動計画」が合意された。また、アジア等における循環型社会構築に向けた我が国の行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表した。「神戸 3R 行動計画」は、同年 7 月に開催された G8 北海道洞爺湖サミットにおいて、G8 首脳間で支持された。 ○神戸 3R 行動計画のフォローアップについて ・2011 年 5 月、OECD が神戸 3R 行動計画に基づく報告書「G8 及び OECD 諸国における資源生産性」を発表 ・2011 年 5 月、ドーヴィル（フランス）で開催された G8 サミットでの首脳宣言において「神戸 3R 行動計画」への支持が再確認され、上記 OECD 報告書が歓迎され、OECD がこの問題に引き続き取り組むことが奨励された。 ・2011 年 6 月、資源生産性・廃棄物作業部会（WPRPW）OECD 第 1 回会合において、上記 OECD 報告書等について議論された。 ○UNEP が天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に 2007 年に設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」への資金拠出や我が国の知見の提供等の支援を行っている。</p>	<p>(再掲) ○3R イニシアティブの展開により国際的な 3R の取り組みが進展している。</p> <p>○同パネルの成果としてこれまでに金属資源等に関するレポートが 5 件公表されている。</p>	
<p>国際 2 ⑩</p>	<p>資源生産性をはじめとする物質フロー指標について、より精度の高い共通の指標の作成にレベルアップすることを目指し、環境影響の評価等も念頭に置きながら、そのための国際共同研究に積極的に取り組みます。</p>	<p>環境省</p>	<p>平成 20 年 3 月に採択された「資源生産性に関する OECD 理事会勧告」に基づき、国際機関等の動向を踏まえ、研究を推進する。</p>	<p>今後、さらに国際的な手法開発等の国際的研究が行われる予定であり、こうした OECD における取組は、2008 年にわが国で開催された G8 環境大臣会合、G8 サミット及び、2011 年 5 月に開催された G8 サミットでの首脳宣言においても評価されたところ。</p>		<p>「資源生産性に関する OECD 理事会勧告」に基づき、国際機関等の動向を踏まえ、一層の研究を推進する。</p>

<p>国際② ⑪</p>	<p>具体的には、天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に国連環境計画（UNEP）が設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」や 3R 推進に関する共通のルールとなりうる OECD の物質フローと資源生産性に関する作業等を支援していきます。</p>	<p>環境省</p>	<p>国連環境計画（UNEP）は、平成 19 年に「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（以下「資源パネル」という。）を設立し、資源の効率的な利用による経済成長と、経済成長に伴う環境影響の低減について議論することにしており、3 R イニシアティブの国際的な推進とも関係する上、持続可能な社会のあり方を世界レベルで検討する重要な位置づけになっている。天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見を同パネルでの議論に反映し、また我が国の関心事項に対応した議論を同パネルで行ってもらうために、同パネルに対して財政的にも支援を行い、発言力を確保する。</p>	<p>○UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対し、平成 20 年度より資金拠出を行うことにより、多岐にわたるパネルの活動の着実な進展に貢献しているところ。</p> <p>（再掲） ○UNEP が天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に 2007 年に設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」への資金拠出や我が国の知見の提供等の支援を行っている。</p> <p>○平成 21 年 3 月にアジア各国の政策責任者と同パネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナー」を同パネル事務局と共催し、パネルの活動にアジアの政策ニーズを反映させる観点から主導的役割を果たした。</p>	<p>○同パネルの成果としてこれまでに金属資源等に関するレポートが 5 件公表されている。</p>	<p>今後も同パネルに対して財政的にも支援を行い、成果について一層の発言力を確保していく。</p>
------------------	---	------------	--	--	---	---